**「市政改革プラン3.0」の**

**進捗状況**

**―市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革―**

**（令和２年度末時点）**

|  |
| --- |
| **令和３年11月****大阪市** |

**目次**

**Ⅰ　概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

**Ⅱ　目標の達成状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

**Ⅲ　項目ごとの進捗状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

**【改革の柱１】ＩＣＴを活用した市民サービス向上**

　１　行政手続きのオンライン化とＢＰＲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

　２　市民利用施設に係る手続きの利便性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

　３　多様な公共料金支払手段の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

**【改革の柱２】官民連携の推進**

１　各事業の経営システムの見直し

1. 水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 工業用水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4. 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5. 保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
6. 一般廃棄物（収集輸送）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7. 市場（本場・東部市場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
8. 市営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
9. 動物園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

２　最適な民間活力の活用手法の導入

1. ＰＰＰ／ＰＦＩの活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

１　質の高い業務執行

1. 業務改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2. 最新技術を活用した維持管理業務等の効率化・・・・・・・・・・・・・・21

２　施設・事業の適切なマネジメントの取組の推進

1. 持続可能な施設マネジメントの取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・22
2. 大規模事業等のリスク管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

３　効率的な行財政運営

1. 施策・事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2. 人員マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
3. 未利用地の有効活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
4. 未収金対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベターの徹底**

　　１　地域活動協議会による自律的な地域運営の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・30

　　２　区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底・・・・・・・・・・34

　　３　区役所業務の更なる標準化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

　１　次代を担う職員の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

**【改革の柱６】働き方改革**

　　１　働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

（巻末資料）４－１：地域活動協議会による自律的な地域運営の促進 各区状況シート・・・・・39

（用語索引）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

**「市政改革プラン3.0」の進捗状況（令和２年度末時点）**

Ⅰ　概　　要

大阪市では、市民が本市に暮らすことの満足度を向上させるため、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす計画として、令和２年４月に「市政改革プラン3.0」を策定しました。この「市政改革プラン3.0」では、令和２年度から令和５年度までを取組期間とし、「ＩＣＴを活用した市民サービス向上」「官民連携の推進」「効果的・効率的な行財政運営」「ニア・イズ・ベターの徹底」「人材育成・職場力の向上」「働き方改革」の６つの柱のもとに、29件の目標を設定し、改革を推進しています。

「市政改革プラン3.0」に掲げた取組については、毎年度末に進捗状況を点検し改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルを推進していくこととしており、今回、令和２年度末時点の状況について、各所属での自己点検を行い、さらに、大阪市改革プロジェクトチームにおける所属横断的観点による点検・評価を経て取りまとめました※１。

令和２年度において、改革の柱１「ＩＣＴを活用した市民サービス向上」では、「大阪市行政オンライン化推進計画」に基づき、令和２年８月に「大阪市行政オンラインシステム」の運用を開始するなど、「行政サービスのリモート化」に向けた取組を進めました。

また、改革の柱２「官民連携の推進」では、地方独立行政法人天王寺動物園を令和３年４月に設立するなど、経営システムの見直しに向けた取組を進めました。

改革の柱３「効果的・効率的な行財政運営」では、新たに策定した「大阪市押印見直し方針」に基づき、市民（個人・法人）が本市に書面で行う申請などの各種手続きにおける押印を見直し、市民の負担軽減とオンライン化推進の取組を進めました。

次に、改革の柱４「ニア・イズ・ベターの徹底」では、区・局間の意識の隔たりを解消するために、区ＣＭ事業のＰＤＣＡの仕組みや区ＣＭの機能のあり方について周知及び実践の徹底を図ることで、区長・区ＣＭによるマネジメントが効率的・効果的に実施されるよう取組を進めました。

また、改革の柱５「人材育成・職場力の向上」では、リーダーシップを発揮できる人材や幹部の育成を推進するため、階層別研修や民間企業派遣研修を実施するとともに、令和３年度からの派遣者数を増員するなどの拡充を行いました。

さらに、改革の柱６「働き方改革」では、テレワークや時差勤務などの運用拡大を行い、柔軟な働き方の推進の取組を進めました。

その結果、評価可能な令和２年度目標25件のうち、約７割となる17件が「達成」となったものの、残る８件は「未達成」となりました。

　今後、現在の進捗を踏まえ、重点的な取組や課題を有する取組等について所属長の率先垂範を促し、目標が未達成の項目については取組内容の改善を図るとともに、年度末時点での目標の達成状況及び取組の実施状況を点検・評価※２するなど、ＰＤＣＡサイクルを回しながら市政改革を着実に推進してまいります。

※１　本冊子に記載の「２年度実績」や「３年度目標」等の各項目は、評価基準となる令和３年３月31日時点の内容で掲載しています。

※２　目標の達成状況及び取組の実施状況に係る点検・評価は、これまで年度中間期及び年度末に実施しておりましたが、年度中間期の点検・評価については、令和２年度からプランの取組項目を運営方針に掲載し、各所属における運営方針の中間振り返りをもって充てることとしております。

Ⅱ　目標の達成状況

29件の目標について、６ページ以降に進捗状況を明らかにするとともに、令和２年度末現在で評価可能な25件の令和２年度の目標について達成状況を評価しました。また、全ての項目について令和２年度の主な取組実績、課題及びこれらを踏まえた令和３年度の取組内容を６ページ以降に記載しています。

**○ 改革の柱ごとの主な状況**

令和２年度の主な状況は次のとおりです。

　　[評価結果一覧]　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年10月末現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価結果の区分改革の柱 | 評価可能な令和２年度目標 |
|  | 達成 | 未達成 |
| １ | ＩＣＴを活用した市民サービス向上 | ４ | ３ | １ |
| ２ | 官民連携の推進 | ６ | ４ | ２ |
| ３ | 効果的・効率的な行財政運営 | ９ | ７ | ２ |
| ４ | ニア・イズ・ベターの徹底 | ４ | ３ | １ |
| ５ | 人材育成・職場力の向上 | １ | ０ | １ |
| ６ | 働き方改革 | １ | ０ | １ |
| 計 | 25 | 17 | ８ |

**【改革の柱１】ＩＣＴを活用した市民サービス向上**

「行政手続きのオンライン化とＢＰＲ」（ｐ７）については、令和２年８月に「大阪市行政オンラインシステム」の運用を開始するとともに、申請数の多い手続等から優先的に進める手続きを選定し、取組を進めた結果、行政手続きのオンライン化件数については、目標の199件に対し、343件となりました。

「多様な公共料金支払手段の整備」（ｐ９）については、目標である「「多様な公共料金支払手段の整備」実施計画【2021（令和３）年２月現在】」を策定しました。

一方、「市民利用施設に係る手続きの利便性の向上」（ｐ８）については、利用手続きのオンライン化施設数は目標を達成したものの、利用予約を必要とする市民利用施設が検索できる一覧サイトについては、稼働に向けた準備にとどまりました。引き続き、施設利用のオンライン化に取り組むとともに一覧サイトの稼働に向けた取組を進め、市民の利便性の向上を図ります。

**【改革の柱２】官民連携の推進**

「下水道」（ｐ12）については、実現可能性が高い事業領域における事業手法の選定について、該当施設を「汚泥処理炉」とし、ＰＦＩ手法による事業実施を行うことし、実施方針（案）を公表しました。

「一般廃棄物（収集輸送）」（ｐ15～16）については、官と民の役割分担を明確にした上で、東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託しました。

「動物園」（ｐ18）については、総務省へ法人設立許可申請を行い、地方独立行政法人天王寺動物園を令和３年４月に設立しました。その他、「ＰＰＰ／ＰＦＩの活用促進」（ｐ19）についても、目標達成となりました。

一方、「幼稚園」（ｐ13）については、民営化に向けた個々の園の進め方の方針を策定するため、所管所属と関係区との間で協議に向け準備を進めましたが実施には至らず、未達成となりました。引き続き、関係区・関係先との間で調整の上、取組を進めていきます。

「保育所」（ｐ14）については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、公募スケジュール等を再検討した結果、目標の５か所公募実施に対して２か所にとどまり、未達成となりました。引き続き、民営化の条件の整った保育所については、保護者からの理解を得ながら着実に公募を実施します。

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

「最新技術を活用した維持管理業務等の効率化」（ｐ21）については、国土交通省の無人航空機の飛行に係る許可・承認を受け、ドローンによる防潮堤点検業務を開始するとともに、目標設定に向けた検証を行い、運用範囲を設定しました。

「持続可能な施設マネジメントの取組の推進」（ｐ22）については、長期的な施設マネジメントの仕組みについての検討・整理及び一般施設の資産情報の一元化・見える化に関する取組を行ったほか、空き施設の有効活用について調査、検討し、「空き施設等活用方針」を策定しました。

「未利用地の有効活用等」（ｐ26～27）については、市外に存する未利用地の処分を促進するため、「市域外に存する未利用地の一般競争入札による処分の特例」を策定するなどの取組を進め、目標の売却収入額60億円に対し、71億円となり目標を達成しました。その他、「大規模事業等のリスク管理」（ｐ23）、「人員マネジメントの推進」（ｐ25）及び「未収金対策の強化」（ｐ28～29）についても目標達成となりました。

一方、「業務改革の推進」（ｐ20）については、「大阪市押印見直し方針」を策定し、見直しに取り組みましたが、多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化に係る実施計画の策定には至らず未達成となりました。引き続き、実施計画の策定に向け取り組みます。

「施策・事業の見直し」（ｐ24）については、費用対効果等を検証する新たな仕組みの設計・構築に向けた検討及び関係所属との協議を進めましたが、新型コロナウイルスの対応により、各所属が施策・事業の見直しに取り組める状況にないため、未達成となりました。引き続き、ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築に向け取り組みます。

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベターの徹底**

「区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底」（ｐ34）については、区長会議において、「区ＣＭ事業のＰＤＣＡ」の仕組み及び区長（区ＣＭ）の機能のあり方等について周知し、実践の徹底を行った結果、「関係所属において区ＣＭ事業のＰＤＣＡが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合」については、24区長のうち23区長が「徹底されている」と評価し、「ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合」については、24区長全員が「整理されている」と評価し、ともに達成となりました。

「区役所業務の更なる標準化の推進」（ｐ35）については、関係所属が連携して設置した改善本部のもと標準化計画を策定するとともに、同計画に沿って取組を進めました。

一方、「地域活動協議会による自律的な地域運営の促進」（ｐ30～33）については、地域活動協議会の活動などを把握し、地域カルテ更新の支援や課題を共有しながら、各区が主体となり地域の実情に即したきめ細かな支援等に取り組み、24区中13区において各区が設定した目標を達成しましたが、当該項目については、全区が目標を達成できた場合に「達成」との評価としていることから、全体としては「未達成」となりました。当該項目の目標設定については、前年度実績値以上の数値で設定していることや、２年度の時点ですでに10区において計画の最終年度（５年度）目標と同じ「90％以上（かつ前年度実績値以上）」を目標として設定していることも今回の評価結果の要因の一つであると考えられますが、引き続き、地域特性に即した地域課題の解決に向け、各区において取り組んでいきます。

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

「次代を担う職員の育成」（ｐ36）については、リーダーシップを発揮できる人材や幹部の育成を推進するため、各階層別研修においてリーダーシップを発揮するために必要なカリキュラムや民間企業派遣研修、業務改善や問題解決に係る情報発信などを実施しましたが、「「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合」については、目標の10％に対し、8.3％にとどまり未達成となりました。引き続き、リーダーシップを発揮できる職員、困難な問題にも積極的にチャレンジする職員の育成に向け、階層に応じた研修を実施するとともに民間企業派遣研修を拡充するなど取組を強化していきます。

**【改革の柱６】働き方改革**

　「働き方改革の推進」（ｐ37～38）については、時間外勤務の状況に応じたヒアリングを行うとともに、テレワーク、時差勤務など各種制度の運用拡大を実施した結果、「職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数」については、目標の124時間となり達成したほか、「男性職員の育児休業等取得率」については、目標の13.0％に対して、16.1％で達成しました。一方で、「職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数」については、目標の16日に対して、15.8日にとどまり、また、「管理職に占める女性職員の割合（事務系）」については、目標の課長級以上20.0％、係長級以上30.0％に対して、課長級以上15.9％、係長級以上26.6％で目標達成に至らず、取組項目全体としては、「未達成」となりました。引き続き、階層別研修の実施やテレワーク、時差勤務などの各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に努めます。

Ⅲ　項目ごとの進捗状況

　令和２年度目標の達成状況については、次の考え方により評価しました。

「２年度目標の評価」欄において、「達成」・「未達成」の２つの区分で評価

・目標が数値化されているもの

　　　　　→　目標値と実績値を比較し、目標を達成しているかどうかを評価

　　　・目標が数値化されていないもの

　　　　　→　「目標」欄に掲げられた事項を実現できているかどうかを評価

　　※令和２年度の目標設定がないものは「―」と記載しています。

年月及び年度の表示については、和暦（元号）によるものとしますが、元号表記は省いております。

　　・年月

　　　　例：平成30年、平成31年４月　⇒　30年、31年４月

　　　　　 令和元年５月、令和２年　　⇒　元年５月、２年

・年度

例：平成29年度、平成30年度　⇒　29年度、30年度

　　　　　　令和元年度、令和２年度　　⇒　元年度、２年度

**【改革の柱１】ＩＣＴを活用した市民サービス向上**

**柱１-１　行政手続きのオンライン化とＢＰＲ**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政手続きのオンライン化件数２年度 199 件（現行電子申請システムから移行される手続きを含む）５年度 584 件（累計）※３、４ 年度の目標は、進捗状況を踏まえて前年度中に設定 | ・行政手続きのオンライン化件数343件 | 達成 | ３年度　約500件（累計）（理由）「大阪市行政手続きオンライ化推進計画（別冊）～リモートでの行政サービス実現に向けて～」に示す「リモートでの行政サービスの実現」に向け、まずは全ての手続きのオンライン化を加速させていく必要があるため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 電子申請システムの機能拡充とオンライン化申請対象業務の拡大**・次期電子申請システムの構築を行い、システム機能の拡充を図る。・条例・規則・運用手順等の見直しを行うことで、オンラインでできる手続きの拡充を図る。 | ・本人確認や電子署名、電子決済機能等を新たに備えたオンライン行政手続きのプラットフォームとして「大阪市行政オンラインシステム」を２年８月に運用を開始した。・申請数が多い手続き等から優先的に取組を進める手続きを選定し、「住民票の写しの交付請求」などの申請手続きを新たにオンライン化した。 | ・申請情報の電子化及び業務改革による本市の業務負荷軽減、業務効率化を進めるとともに、行政サービスのデジタル化も並行して行うことで、行政サービスのリモート化の実現をめざしていく必要がある。 | ・「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」に示す、第３段階を実現するため、オンライン申請された申請情報を各業務システムに連携する手法を検討する。（通年）・窓口の混雑緩和に向け、Web面談、面談予約などのテクノロジーの積極的な活用推進を図る。（通年） |
| **② 手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しによる業務効率化**・申請手続きのオンライン化に合わせ、後続の事務処理についてもＩＣＴの活用や業務システムとの連携を視野に入れたＢＰＲを推進する。 | ・「行政手続等オンライン化の手引き」を策定し、オンライン化にあたっての業務プロセスの見直しの手法を周知した。  | ・窓口の混雑緩和に向けたオンライン化の加速を行うとともに、窓口支援機能を活用したスマート申請（オンライン上で質問項目に答えることで、　ライフイベントに応じた「必要な手続きや持ち物」と「手続き方法等」を案内するなど）の検討に着手する。（５月） |

#

# **柱１-２　市民利用施設に係る手続きの利便性向上**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 利用手続きのオンライン化施設数２年度 　４施設３年度 33施設　 ３年度以降の目標は、施設特性を踏まえて設定又は見直しを行う。 | ・利用手続きのオンライン化施設数４施設 | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |
| ② ２年度　予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働 | ・予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働準備 | 未達成 | 予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働（理由）新型コロナウイルスの対応を優先し、稼働準備にとどまったが、引き続き取り組んでいく必要があるため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 施設利用手続きのオンライン化の推進**・予約等の手続きのオンライン化を行う。・各施設の特性を踏まえたオンライン化に向けた目標を設定する。 | ・クレオ大阪、区役所附設会館の予約等の手続きのオンライン化に取り組んだ。・施設所管所属に検討状況の照会を行うとともに、ヒアリングを行った。・各施設の特性を踏まえつつ、オンライン化に向けた目標を設定し、実施計画を策定した。 | ・各施設の特性等を踏まえながら、手続きのオンライン化などの利便性向上に向けた取組を進めていく必要がある。 | ・各施設の特性に応じた予約等の手続きのオンライン化等を推進する。（通年） |
| **② 利便性向上に向けた取組**・市民利用施設を検索できる一覧サイトを作成し、利便性の向上を図る。 | ・利用予約を必要とする市民利用施設が検索できる一覧サイトの掲載案を作成するなど、稼働準備を行った。 | ・市民利用施設を検索できる一覧サイトを作成し、利便性の向上を図る。（通年） |

**柱１-３　多様な公共料金支払手段の整備**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　各年度の目標を含む実施計画を策定３年度以降　上記実施計画に定めた目標に順次取り組む。 | ・「多様な公共料金支払手段の整備」実施計画【2021（令和３）年２月現在】を策定 | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 多様な公共料金支払手段の整備の推進**・全庁的に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、市民の利便性向上の観点から関係所属と協議・調整を行い、２年度～５年度における多様な公共料金支払手段の整備に向けた実施計画を策定する。 | ・公共料金における支払手段について、全庁的に現況調査を実施した。・現況調査の結果を踏まえ、市民の利便性向上の観点から関係所属と協議・調整を行い、２年度～５年度における多様な公共料金支払手段の整備に向けた実施計画を策定した。 | ・引き続き、技術革新などの社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、多様な公共料金支払手段の整備を促進していく必要がある。 | ・２年度に策定した実施計画に基づき、関係所属と連携しながら、多様な公共料金支払手段の整備を推進するとともに、技術革新などの社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、適宜、実施計画を更新する。（通年） |

**【改革の柱２】官民連携の推進**

# **柱２-１　各事業の経営システムの見直し**

**柱２-１-(１)　水道**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ４年度　ＰＦＩ管路更新事業の導入 | ・実施方針及び募集要項等を公表し、事業者選定手続きを実施した。 | ― | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 「ＰＦＩ管路更新事業」の導入推進**・改正水道法に基づくＰＦＩ管路更新事業の導入に向け、事業内容の決定（実施方針公表、特定事業選定等）や事業者選定（優先交渉権者への運営権の設定、実施契約締結等）に係る手続きを進める。 | ・事業内容を決定（実施方針公表、特定事業選定等）した。（４月）・募集要項、実施契約書（案）、モニタリング計画（案）等を公表した。（10月）・事業者選定に係る手続きを実施した。（11～３月） | ・引き続き、４年度からのＰＦＩ管路更新事業の導入に向け、取組を進める必要がある。 | ・改正水道法に基づくＰＦＩ管路更新事業の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案の提出、厚生労働省への許可申請、実施契約の締結に係る手続きを進める。（通年）（※） |

（※）ＰＦＩ管路更新事業の導入に向け、事業者選定に係る手続きを進めていたが、令和３年９月に全ての応募者

から辞退届が提出されたため、今後、応募者へのヒアリング等を通じて、辞退に至った原因分析等を行った

上で、適切な公募条件等について、再検討を行う。

**柱２-１-(２)　工業用水道**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ４年度　公共施設等運営権制度の導入 | ・実施方針及び募集要項等を公表し、事業者選定手続きを実施した。 | ― | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 公共施設等運営権制度の導入推進**・公共施設等運営権制度の導入に向け、事業内容の決定（実施方針公表、特定事業選定等）や事業者選定（優先交渉権者への運営権の設定、実施契約締結等）に係る手続きを進める。 | ・事業内容を決定（実施方針公表、特定事業選定等）した。（４月）・募集要項、実施契約書（案）、モニタリング計画（案）等を公表した。（10月）・事業者選定に係る手続きを実施した。（11～３月） | ・引き続き、４年度からの公共施設等運営権制度の導入に向け、取組を進める必要がある。 | ・公共施設等運営権制度の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案等の提出、実施契約の締結、市の工業用水道事業給水条例の改正案の提出を進める。（通年） |

**柱２-１-（３）　下水道**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　実現可能性が高い事業領域における事業手法の決定※３年度以降の目標は、２年度の進捗状況を踏まえて設定 | ・実現可能性が高い事業領域に該当する施設を「汚泥処理炉」とし、ＰＦＩ手法による事業実施を行うこととして、実施方針（案）を策定し、公表した。 | 達成 | 汚泥処理炉での民間活用の拡大に向け、ＰＦＩ事業に係る特定事業の選定・公表を行う。（理由）３年度目標が未設定であったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 民間活用手法の導入拡大**・実現可能性が高い事業領域において、民間活用手法の導入に向けた詳細な検討を行い、事業の実施に向けた手続きを進め、民間活用手法の導入を拡大する。 | ・民間活用効果の早期発現できる事業領域として必要な条件を整理し、それに該当する施設を「汚泥処理炉」とした。また、その改築更新と維持管理業務について、ＰＦＩ手法による事業実施を行うこととし、４年度からの事業着手に向け、実施方針（案）を公表した。 | ・実施方針（案）等に対する民間事業者の質問や学識経験者等の意見を踏まえ、特定事業の選定に関する評価を行う必要がある。 | ・学識経験者等への意見聴取等により、事業内容や条件設定を詳細に検討・評価し、ＰＦＩ事業に係る特定事業の選定・公表を行う。（下期） |

**柱２-１-(４)　幼稚園**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係区・関係先との間で調整を進めた結果、具体化が可能となった園から、順次、個々の進め方の方針を策定し、民営化の取組を進める。 | ・個々の園の進め方の方針を策定するため、所管局と関係区との間で協議の実施に向けて準備を進めたが実施には至らなかった。 | 未達成 | 変更なし（理由）引き続き、関係区・関係先との間で調整の上、取組を進めていくため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 個々の園の状況や地域ニーズ等による調整**・個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討する。 | ・個々の園の進め方の方針を策定するため、所管局と関係区との間で協議の実施に向けて準備を進めたが実施には至らなかった。 | ・地域の十分な理解を得て進めていくには、個々の園や地域状況を十分考慮して進め方を検討する必要がある。 | ・個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討する。（通年） |
| **② 具体化が可能な園に係る民営化の推進**・具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。 | ・具体化が可能な園がなかったため、実施には至らなかった。 | ・具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。（通年） |

**柱２-１-(５)　保育所**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　５箇所公募実施※３年度以降の目標は、２年度の進捗状況を踏まえて設定（２年４月１日現在　直営保育所60箇所） | ・２箇所公募実施（民間移管） | 未達成 | ３年度　３箇所公募実施※４年度以降の目標は、３年度の進捗状況を踏まえて設定（理由）３年度目標が未設定であったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 公立保育所の民営化等の推進**・区長において、施設や地域の状況を精査した上で、休廃止も視野に入れながら、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。 | ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、公募スケジュール等を再検討したところ、公募の実施は４年度に民間移管予定の２箇所にとどまったが、公募を実施した２箇所については移管先法人を決定することができた。・新型コロナウイルス感染防止に配慮し、公募実施時や移管先法人選定後等の適当な時期に、説明会を複数回実施するなど、保護者への丁寧な対応に努めた。・元年度に委託先法人を選定した３箇所の保育所について、３年度からの円滑な委託開始に向け、保護者対応、引継ぎ・共同保育等を実施した。 | ・公立保育所は老朽化の進んでいる施設が多く、建替えが条件となる移管が増えているが、移転・建替えに適した用地の確保が難しい。・「公立保育所新再編整備計画」に基づき実施している民営化の公募等において、民間事業者の応募数が減少しており、民間移管先等が決定しない場合がある。 | ・新型コロナウイルス感染の状況を注視しつつ、民営化の条件の整った保育所については、保護者理解を得ながら着実に公募を実施する。（通年）・土地所管部署と密接に連携し、建替え移管に適した用地の確保に向けて調整を行う。（通年） |
| **② 新たな民営化手法の検討**・「公立保育所新再編整備計画」を精査しつつ、民間事業者が応募しやすい条件など新たな民営化手法を検討・実施する。 | ・応募要件（保育所等運営実績）の緩和を検討し、公募に反映した。・応募法人等に対しアンケート調査を実施し、法人が応募を検討する条件となる事項を調査した。 | ・現状の課題を踏まえ、引き続き、新たな民営化手法の検討を行う。（通年） |

**柱２-１-（６）　一般廃棄物（収集輸送）**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大３年度東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大４年度西南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大※５年度の目標は、４年度までの進捗状況を踏まえて設定 | ・２年度から開始した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」において、「普通ごみ収集業務」「地域連携業務」「管理・監督業務」を将来的に行政で維持する業務、普通ごみ以外の収集輸送業務全てを民間委託化することとし、官と民の役割分担を明確にした上で、２年度については、東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。 | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- |
| **① 民間委託の拡大と環境事業センターの統廃合**・職員数の減員に合わせ、資源ごみ・容器包装プラスチック収集の委託化を推進する。・輸送効率と災害対策を考慮しながら、環境事業センターの適正配置に向けて、２環境事業センター廃止のうち北部環境事業センター廃止に着手する。 | ・職員数の減員に合わせて東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。（４月）・北部環境事業センターを廃止した。（３月） | ・「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」に掲げる目標達成に向けた取組について、引き続き、定期的に棚卸しを行い、進捗状況の点検・必要に応じた改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、目標達成に向けて各種取組を推進していく必要がある。 | ・職員数の減員に合わせ、民間委託化を拡大する。（東北環境事業センター及び西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集の民間委託化）（４月）・廃止するもう１つの環境事業センターについて、南海トラフ巨大地震の被害想定を考慮し、市域の西側にある４か所の環境事業センターの中から、輸送効率や付帯施設・跡地の有効活用の可能性などを考慮して検討する。（通年） |
| **② 更なる効率的な運営による市民サービスの質的向上**・公務上交通事故”０”をめざし、更なる取組を推進する。・福祉的サービスの拡充など、地域との連携業務を強化する。・国際観光都市を見据え、市民要望のある普通ごみの午前収集を、その課題検証に向け、２環境事業センターで試行実施する。 | ・安全運転マニュアルの改訂と遵守徹底、外部機関による運転研修の受講等により公務上交通事故削減に向けて取り組んだが、公務上交通事故の削減目標の達成には至らなかった。・粗大ごみのふれあい収集について、需要に応じた収集体制の整備を図った。・中部環境事業センター出張所の所管地域（中央区・浪速区）及び城北環境事業センターの所管地域（城東区・鶴見区・旭区）の一部において、普通ごみ午前収集を試行的に実施した。 | ・公務上交通事故件数”０”（人身事故の撲滅）をめざして、職員一人ひとりの意識改革、各職員の運転意識の向上を図るとともに、運行管理システムに新たに追加した機能等を活用し、公務上交通事故防止対策の強化を図る。（通年）・粗大ごみのふれあい収集対応件数の増加と受付から収集までの収集間隔の平準化に取り組む。（通年）・２環境事業センターにおける普通ごみの午前収集の試行実施により抽出された課題等を検証し、拡大手法について検討を行い、普通ごみの午前収集地域の拡大を図る。（通年） |
| **③ ごみ焼却処分事業との一体的運営の手法を含めた経営形態の検討**・ごみ焼却処分事業との一体的運営手法も含め、長期的な視野にたって検討する。 | ・家庭系ごみ収集輸送事業とごみ焼却処分事業との一体的運営のメリット等を検証した。 | ・引き続き、安定的かつ効率的な手法を検討する。（通年） |

**柱２-１-(７)** **市場（本場・東部市場）**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 市場取引の活性化と経営の健全性の確保のための各種取組を検討・実践するとともに、３年度中に最適な市場運営のあり方の方針を決定する。※４年度以降の目標は、方針決定の内容を踏まえて設定 | ・27年度に作成した収支見込に基づき、引き続き経営の健全性を確保するための各種取組を実施するとともに、市場内事業者との連携を密にし、民間活力を最大限活用しながら、最適な市場運営のあり方を検討した。 | ― | 変更なし（理由）予定どおり取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 市場取引の活性化に向けた取組**・改正法の施行後の状況を踏まえ、市場内事業者との連携を密にしながら、市場取引の活性化に向けて、最適な市場運営のあり方の検討を含め必要な検討・取組を行う。 | ・市場内事業者との意見交換を行うなど、市場取引の活性化について検討を行った。 | ・最適な市場運営のあり方の検討を引き続き行う必要がある。 | ・最適な市場運営のあり方の検討を継続し、３年度中に方針を決定する。（通年） |
| **② 経営の健全性の確保**・27年度に作成した「中央卸売市場事業会計収支見込」に基づき、引き続き経営の健全性を確保するための取組を実施する。 | ・本場業務管理棟の入居促進などの収入確保や民間活力を最大限活用しながら業務の効率化に取り組んだ。 | ・引き続き経営の健全性を確保するための取組を実施する必要がある。 | ・２年度に策定した「大阪市中央卸売市場経営計画2021」に基づき、市場事業会計の健全性の確保に向け取り組んでいく。（通年） |

**柱２-１-(８)　市営住宅**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度　指定管理者制度導入 | ・公募を実施し、選定会議・議会の議決を経て指定管理者を決定 | ― | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 指定管理者制度の導入**・指定管理予定者を公募し、指定議決を経て、指定管理者を決定する。 | ・指定管理者の公募を実施した。・外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、指定管理予定者を選定した。・議会の議決を経て指定管理予定者を指定管理者として指定した。 | ― | ― |

**柱２-１-（９）　動物園**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度 総務省へ法人設立認可申請３年度 地方独立行政法人設立 | ・総務省へ法人設立認可申請（設立認可済） | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 地方独立行政法人化に向けた取組**・法人の組織概要等の制度設計について、検討を進める。・中期目標、権利承継、重要な財産を定める条例及び職員引継条例を制定する。・総務省へ認可申請を行う。 | ・法人の組織体制を決定した。・中期目標、権利承継、重要な財産を定める条例及び職員引継条例を制定した。・３年４月の法人設立に向け、総務省へ法人設立認可申請を行い、３年３月23日付けで認可された。 | ― | ― |

**柱２-２　最適な民間活力の活用手法の導入**

**柱２-２-（１）　ＰＰＰ／ＰＦＩの活用促進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合２年度　65％３年度　70％※４年度以降の目標は、３年度までの進捗状況を踏まえて設定 | 67.4％ | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 民間活力の活用を検討できる職員の育成**・研修の実施により他都市等の先進事例に学ぶことなどを通じて官民連携に関する職員の知識・スキルの向上を促し、率先して行動できる人材を育成することで、民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげる。 | ・職員向け研修として、官民連携研修（９月）、実践研修（10月～12月）、eラーニング（１月～２月）を実施した。・官民連携研修では、本会場で実施するとともに、受講者希望によりオンライン受講を可能とした。・実践研修では、実務上必要な知識を必要な時に習得できるようイントラネットを活用して実施した。・eラーニングでは、研修内容にメリハリをつけ、各受講者のニーズに対応する研修内容とした。 | ・引き続き、研修の実施により官民連携に関する職員の知識・スキルの向上を促し、率先して行動できる人材を育成することで、民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげる必要がある。 | ・研修において、これまでの職員アンケート結果の分析を踏まえ、職員の理解度等に応じて手法や内容を変えてアプローチするとともに、コロナ禍においても、必要な職員が必要な知識を習得できるよう、工夫した取組を実施する。（通年） |
| **② ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の検討・導入の促進**・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」を踏まえ、官民対話も活用しながら、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進める。 | ・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」の対象事業の協議、各種相談など活用促進に向けて各所属における検討を支援した。・ＰＦＩ手法を選択した事業の検討を支援し、ＰＦＩ事業検討会議の運営を行った。支援対象事業：水道ＰＦＩ管路更新事業等、工業用水道特定運営事業等、汚泥処理施設整備運営事業・マーケットサウンディング「官民対話」のポイントを改訂した。（５月） | ・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」を踏まえ、官民対話も活用しながら、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進める。（通年） |

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

**柱３-１　質の高い業務執行**

**柱３-１-(１)　業務改革の推進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　各年度の目標を含む実施計画を策定２年度以降　上記実施計画に定めた目標に順次取り組む。 | * 「大阪市押印見直し方針」の作成
* 多様な技術等の導入に向けた検討
 | 未達成 | 各年度の目標を含む実施計画を策定（理由）多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化に係る実施計画が策定できなかったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 「中間処理レス」の取組**・申請書等の押印廃止に向けた大阪市方針を策定し、見直しを行う。 | ・国の「地方自治体における押印見直しマニュアル」をベースに「大阪市押印見直し方針」を策定し、見直しに取り組んだ。・押印見直し結果をホームページで公表した。 | ・国が「書面・対面規制の見直し」についても地方公共団体向けマニュアルの策定を予定していることから、その動向に注視の上、今後、本市の見直し方針の作成等に取り組んでいく必要がある。・技術の活用により事務の簡素化・効率化に資することができる、業務の特定を行う必要がある。 | ・書面・対面規制の見直しについて、国の動向に注視しつつ、本市の見直し方針の検討を行う。（通年） |
| **② 多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化**・多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化について、他都市や民間での取組事例をベンチマークとして参考にしながら、費用対効果等を検証した上で実施計画を策定する。 | ・他都市事例について、情報収集を行うなど、担当所属で検討を行った。 | ・他都市の先進事例や民間事例をベンチマークとし、本市において事務の簡素化・効率化に資する多様な技術の導入検討を行う。（通年）・多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化をめざす実施計画を策定する。（下半期） |

**柱３-１-（２）　最新技術を活用した維持管理業務等の効率化**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度 ドローンによる防潮堤点検業務の本格運用を開始し、目標設定に向けた検証を行う。※３年度以降の目標は、２年度の検証を踏まえて設定 | ・国土交通省航空局の無人航空機の飛行に係る許可・承認を受け、防潮堤点検業務を開始するとともに、目標設定に向けた検証を行い、運用範囲を設定した。 | 達成 | 運用範囲の拡大（５ｋｍから15ｋｍ）（理由）３年度目標が未設定であったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① ドローン活用による防潮堤の維持管理等の効率化**・国道交通省航空局の無人航空機の飛行に係る許可・承認を得る。・防潮堤点検業務の運用を開始する。・目標設定に向けた検証を行う。 | ・国道交通省航空局の無人航空機の飛行に係る許可・承認を得た。・運用範囲について、運用時の部外者立入想定や危険個所の把握などの事前確認を行い、運用を開始した。　（運用範囲５ｋｍ）・目標設定に向けた検証を行い、防潮堤総延長60ｋｍのうちドローンが有効に活動できる範囲（30ｋｍ）を選定した。 | ・ドローンの運用の際には、第三者へ危害がないよう十分な安全対策を行う必要があるため、運用コースの事前確認や運用時の安全対策が必要となる。 | ・ドローンが有効に活動できる範囲（30ｋｍ）のうち、運用が比較的早期に出来る単純な地形10ｋｍを選定する。（上期）・新たに選定した10ｋｍの運用を開始する。（下期）・２年度に運用を開始した５ｋｍの安定的運用を行う。（通年） |

**柱３-２　施設・事業の適切なマネジメント**

**柱３-２-（１）　持続可能な施設マネジメントの取組の推進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ① ２年度　長期的な施設マネジメントの仕組み検討・整理一般施設の資産情報の一元化・見える化の実施５年度　長期的な施設のあり方（案）の取りまとめ | ・市政改革室内に担当部署を新設し、長期的な施設マネジメントの仕組みについて検討・整理した。・一般施設の資産情報の一元化・見える化に関する取組を実施した。 | 達成 | 評価対象となる一般施設（約500施設）に係る総合評価のステージに向けた分析の実施（理由）これまでの取組を踏まえ、目標設定が可能となったため。 |
| ② ２年度　空き施設の活用方針の検討・策定３年度　活用方針に基づく取組の実施 | ・空き施設の有効活用について調査、検討し、「空き施設等活用方針」を策定した。 | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 長期的な施設マネジメントの推進**・「一般施設の将来ビジョン」の内容を踏まえ、持続可能な施設マネジメントに取り組む。 | ・一般施設に係る中長期的な施設のあり方等を専門的に検討できるよう、「一般施設の将来ビジョン」に基づき市政改革室内に担当部署を新設した。・一般施設全体の資産情報（1,719施設）の一元化・見える化に関する取組を実施し、今後の分析・総合評価に必要な基礎データを整理した。 | ・将来の人口推移や厳しい財政状況などを見据えながら、中長期的な視点に立って公共施設の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。・本市が所有する公共施設全体の現状を踏まえ、地域特性に応じた利用者目線で施設の最適な設置・維持を行うための施策横断的な視点を持った施設マネジメントを行っていく必要がある。 | ・施設のあり方の方向性に係る分析手法（定量及び定性）を確立する。（通年）・上記の分析手法に基づき、ファーストステップとして対象施設（約500施設）の定量分析等を行う。（通年）・早期に施設のあり方の検討が必要な一般施設についても、先行して分析を進める。（通年） |
| **② 空き施設の活用**・一般施設等の空き施設の活用に取り組む。 | ・市設建築物における空き施設の調査を実施するとともに、「空き施設等活用方針」を策定した。 | ・本市が所有する施設を貴重な資源として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく取組を推進していく必要がある。 | ・空き施設の効果的かつ効率的な活用に向け、「空き施設等活用方針」に基づき取組を実施する。（通年） |

**柱３-２-（２）　大規模事業等のリスク管理**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度 大規模事業等の実施に伴うリスク管理の仕組みの構築３年度 10 億円以上の大規模事業等に関わる所属において仕組みを導入している割合 100％※４年度以降の目標は、３年度の進捗状況を踏まえて設定 | ・大規模事業の実施に伴うリスク管理について、３年度に各所属へ導入していく仕組みとして、自律的なリスク管理を行うためのツールを作成することにより構築した。 | 達成 | 10億円以上の大規模事業に関わる所属（２年度末現在 ５所属）において仕組みを導入している割合　100％（理由）10億円以上の大規模事業に関わる所属数の最新の状況を反映するため、括弧内で補記 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 有識者会議を活用した統括的なリスク管理**・本市財政に影響を与える大規模事業の実施にあたり、「大阪市大規模事業リスク管理会議」において、外部の有識者の意見又は助言を求めるとともに、市として必要な対策を講じることにより、統括的なリスク管理の強化を図る。 | ・第７回「大阪市大規模事業リスク管理会議」を３年１月に開催し、大規模事業のリスク管理状況を報告の上、外部有識者から意見聴取し、今後想定される増額要素を含めた事業費での事業計画変更を行うなど、統括的なリスク管理の強化を図った。 | ・６年度に、事業所管所属において自律的なリスク管理ができている状態を目指して、全市的なリスク管理を強化する取組について、検証・改善しつつ進めていく必要がある。 | ・統括的なリスク管理の強化を図ることを目的に、有識者会議を継続して実施し、聴取した意見の内容によって、市として必要な対策等を講じる。（通年） |
| **② 全市的なリスク管理の促進**・事業の意思決定に携わる課長級職員に対してリスク管理の重要性や手法に関する研修等を実施し、リスク管理に関する専門的な知識を持った職員の育成を図る。さらに、大規模事業等の実施に伴うリスクについて、事業所管所属において、より自律的なリスク管理を行うためのツール作成等、仕組みを構築する。 | ・研修を実施し、リスク管理に関する専門的な知識を持った課長級職員の育成を図った・自律的なリスク管理を行うためのツールを作成した。 | ・10 億円以上の大規模事業等に関わる所属において、自律的なリスク管理体制を導入していく。（通年） |

**柱３-３　効率的な行財政運営**

**柱３-３-（１）　施策・事業の見直し**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築３年度　抽出した施策・事業において新たな仕組みを運用している割合　100％※４年度以降の目標は、３年度の進捗状況を踏まえて設定 | ・新たな仕組みの設計・構築に向けた検討 | 未達成 | ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築（理由）費用対効果等を検証する新たな仕組みの設計・構築に向けた検討及び関係所属との協議を行ったが、新型コロナウイルス感染症対策により、各所属が施策・事業の見直しに取り組める状況ではなく、担当チーム内の検討でとどめることとなり未達成となったが、引き続きコロナウイルスの対応を踏まえながら、取り組んでいくため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 施策・事業の検証と見直し**・見直しが必要な施策・事業を抽出し、費用対効果等を検証した上で、課題の解決に向けた見直しを進める。 | ・費用対効果等を検証する新たな仕組みの設計・構築に向けた検討及び関係所属との協議を行った。・新型コロナウイルスの対応により、各所属が施策・事業の見直しに取組める状況にないため、担当チーム内の検討でとどめることとなった。 | ・令和３年２月に公表された「今後の財政収支概算（粗い試算）」では、通常収支不足が続くと見込まれており、引き続き選択と集中による見直しが必要である。・新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、各所属はその対応に追われ、業務量が増加している。各所属の現状を考慮しながら、担当チーム内で検討を行い、取組を進める必要がある。 | ・見直しが必要な施策・事業を抽出し、費用対効果等を検証した上で、課題の解決に向けた見直しを進める。（通年） |
| **② 各所属長のマネジメントによる見直し**・予算編成時のシーリングの設定等により、各所属の選択と集中を促進する。 | ・感染症対策への個別対応や新たな生活様式を行政サービスへ反映する必要があることを勘案しつつ、シーリングを設定し、各所属の選択と集中を促進した。 | ・予算編成時のシーリングの設定等により、各所属の選択と集中を促進する。（通年） |

**柱３-３-（２）　人員マネジメントの推進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能労務職員数　元年10月と比較して400人削減※２年10月　▲ 60人（約3,350人）３年10月　▲180人（約3,230人）４年10月　▲330人（約3,080人）５年10月　▲400人（約3,010人）（元年10月実績　3,405人）※国で議論されている定年延長の影響を踏まえ、再検討する。 | ・令和２年10月時点▲93人（3,312人） | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 人員マネジメントの推進**・当面の間、退職不補充を前提に、委託化、効率化を図り技能労務職員を削減する。また、新たな行政ニーズに対し、より有効的に職員を活用していくため事務転任制度等の制度改正案を作成する。 | ・退職不補充の上、委託化、効率化を図り、適正に人員マネジメントに取り組んだ。・事務転任制度等の見直しについて、制度案を作成し、労使交渉を開始した。 | ・新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策の一環として、臨時的な新規採用を行うが、関係所属と連携し、委託化、効率化を図る事業について、引き続き検討が必要。・より有効的に職員を活用できるよう、引き続き検討が必要。 | ・新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策の一環としての臨時的な新規採用を除き、引き続き、退職不補充を前提に、委託化、効率化を図っていく。（通年）・労使交渉の結果を踏まえ、事務転任制度等の見直しを実施し、より有効的に職員を活用していく。　（通年） |

**柱３-３-（３）　未利用地の有効活用等**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 【売却収入額】２年度60億円３年度60億円（120億円）４年度60億円（180億円）５年度60億円（240億円）※（　）内は累計額※なお、令和元年度の未利用地売却額は約60 億円であり、こうした状況も踏まえて目標値を設定 | ・71億円（決算見込） | 達成 | 変更なし（理由）予定通りに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- |
| **① 進捗管理と情報共有の推進**・資産流動化プロジェクト用地チーム（用地ＰＴ）による未利用地の有効活用に向けた進捗管理や取組状況などの情報共有を図る。 | ・商品化作業の進捗状況などについて、用地ＰＴによるヒアリングを実施した。（６月、10月、１月）・全未利用地を対象に活用区分及び処分年度の再精査について、進捗状況ヒアリングの時期に合わせて実施した。（10月、１月）・精査した未利用地の状況について、一覧表を公表した。また、管理徹底を図るため、「マップナビおおさか」を活用した未利用地の商品化進捗状況についても併せて掲載した。（８月）・平野区における「長原駅前市営住宅跡地」について、用地ＰＴによる課長会において、今後のスケジュール等の情報共有を行った（３月）。 | ・引き続き、未利用地の処分促進に係る課題解決に向けて、外部有識者の意見を徴しながら、新たな商品化の制度創設について、検討する必要がある。 | ・精査した未利用地の状況について、一覧を公表する。（８月）・「マップナビおおさか」を活用した未利用地の商品化進捗状況を掲載して管理の徹底を図る。（８月）・用地ＰＴヒアリングにおいて、処分目途の精査を実施する。（10月）・用地ＰＴヒアリングにおいて、処分目途の精査を実施する。（１月） |
| **② 有効活用に向けた取組の推進**・早期の有効活用に向け、サポート制度のより一層の定着を図る。・サポートを進める中で判明した課題等の解決にも取り組む。 | ・天王寺区における「勝三住宅跡地」について、用地ＰＴによる事前審査（フィルタリング）を実施し、活用方針を策定した。（１月）・生野区における「御幸森小学校跡地」について、区が策定したまちづくり構想の趣旨を踏まえた活用を行うため、関係所属が連携し、公募型プロポーザルによる貸付を行う方針を策定した。（２月）・市外に存する未利用地の処分を促進させるため、外部有識者を交えた未利用地処分促進等検討会議を開催し、「市域外に存する未利用地の一般競争入札による処分の特例」を策定した。（７月、10月、12月、１月、３月） | ・土壌汚染調査及び地下埋設物調査など商品化促進を図るための外部発注業務の設計書作成や検査等に対する技術的サポートを実施する。（通年）・区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整や用地ＰＴによる事前審査（フィルタリング）により積極的なサポートを実施する。（通年）・商品化業務にあたり、「未利用地処分促進等検討会議」において意見を徴しながら、民間手法等を取り入れた制度創設の方向性について検討する。（９月、３月） |
| **③ 貸付による有効活用の促進**・商品化に時間を要する未利用地の有効活用に向けて、暫定的な有償貸付による取組を促進。 | ・元年度末時点における貸付検討地を抽出し、未利用地活用一覧に反映・更新を実施した。（８月）・３年度予算編成の調整において、貸付収入を商品化経費の財源に充当する予算制度（29年度予算編成より導入）の利用促進を図るため、貸付を検討する未利用地の抽出を行い、用地ＰＴによるヒアリングを実施して精査した。（８月、10月） | ・２年度に抽出した３年度貸付が可能な未利用地を公表する。（８月）・４年度に貸付が可能となる未利用地を抽出し、用地ＰＴによる各所属に対するヒアリングを実施する。（10月）・用地ＰＴによる各所属に対するヒアリングを実施する。（１月） |

**柱３-３-（４）　未収金対策の強化**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 未収金残高２年度　635億円以下（新型コロナウイルス感染症の影響受けた市税において大幅に未収金が増加する見込みとなったため、２年８月開催の市債権回収対策会議において当初目標386億円を635億円に下方修正）※３年度以降の未収金残高目標は、単年度ごとに市債権回収対策会議において設定する。 | ・未収金残高479億円（決算見込）現年度分223億円過年度分256億円 | 達成 | ３年度　378億円以下（理由）３年度の目標は未設定であったため、２年８月開催の市債権回収対策会議において437億円以下に設定した。その後、２年度決算見込未収金残高を踏まえ、３年度の未収金が大幅に減少する見込みとなったため、３年８月開催の市債権回収対策会議において378億円以下に上方修正した。 |

２年度取組の実施状況

| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- |
| **① 債権別の行動計画に基づく取組**・２年１月末の未収金残高の状況を基に出納整理期間の取組を徹底するため、４月に主要債権の実務責任者等で構成される市債権回収対策推進会議を開催する。・７月頃に各債権所管に対し、元年度の取組実績、２年度の目標修正の要否、具体取組内容及び３年度目標に係るヒアリングを実施し、その後も必要に応じ状況確認や指導をするなど、年間を通じた進捗管理を行う。・８月に副市長をトップとする市債権回収対策会議を開催し、２年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び３年度目標を設定する。・２月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて、市債権回収対策会議を開催する。・７月末、10 月末、１月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。 | ・４月に開催予定の市債権回収対策推進会議については、緊急事態宣言の発令により中止し、各債権所管に対し、文書により出納整理期間の適切な取組を周知徹底した。・６月～７月に各債権所管に対し、元年度の取組実績、２年度の目標修正の要否、具体取組内容及び３年度目標に係るヒアリングを実施した。また、11月に進捗状況を照会し、対応方法の助言をするなど、年間を通じた進捗管理を実施した。・８月に市債権回収対策会議を開催し、２年度目標の修正、具体取組内容の確認及び３年度目標を設定した。・１月に10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催し、年度後半の取組強化及び進捗管理を行った。・７月末（10月公表）、10 月末（１月公表）、１月末（３月公表）の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表した。・２年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について、各債権所管の対応状況確認及び進捗管理（９月、12月、３月）を実施した。 | ・いまだ、多額の未収金残高が存在するため、引き続き、全市的な未収金対策に取り組む必要がある。３年度目標の達成に向けては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、適正な債権管理及び早期の滞納整理等についての総括的な指導を実施する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を引き続き徹底していく必要がある。 | ・３年１月末の未収金残高の状況を基に出納整理期間の取組を徹底するため、４月に市債権回収対策推進会議を開催する。・７月頃に各債権所管に対し、２年度の取組実績、３年度の目標修正の要否、具体取組内容及び４年度目標に係るヒアリングを実施し、その後も必要に応じ状況確認や指導をするなど、年間を通じた進捗管理を行う。・８月に市債権回収対策会議を開催し、３年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び４年度目標を設定する。・２月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて市債権回収対策会議を開催する。・７月末、10 月末、１月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。（通年） |
| **② 「ＯＪＴによる徴収事務担当者の育成」等**・市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「ＯＪＴによる徴収事務担当者の育成」を実施する。・債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。 | ・市税の徴収ノウハウを有する市債権回収対策室職員によるＯＪＴ研修を実施した。・前期（７月～10月）５所属７名・後期（11月～２月）　５所属６名・債権管理・回収業務支援弁護士による債権管理・回収研修会をネット配信型で実施した。　・【基礎編】７月～８月（４回実施）　　　　受講者数延べ　785名・【発展編】11月～12月（４回実施）　　　　　　　　　　　　　　　　　　受講者数延べ　362名 | ・各所属の徴収ノウハウを向上させ、所属内で継承及び蓄積されることを支援するため、取組を継続する必要がある。 | ・市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「ＯＪＴによる徴収事務担当者の育成」を実施する。（通年）・債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。（通年） |

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベターの徹底**

# **柱４-１　地域活動協議会による自律的な地域運営の促進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 地活協の構成団体へのアンケート結果で、地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合※２～４年度は各区において前年度実績値以上の数値を設定することとしている。※最終年度の５年度は各区において90％以上（かつ前年度実績値以上）を設定することとしている。 | 目標を上回った区：13区目標を下回った区：11区 | 未達成未達成：11区北区福島区此花区港区天王寺区西淀川区淀川区生野区旭区城東区住之江区（参考）ただし、未達成となった11区のうち、３区（北区・此花区・港区）は最終年度目標である90％以上を達成 | （理由）　２年度目標を上回る実績があった区を中心に、前年度実績以上の目標変更を行うこととした。 |

２年度取組の実施状況

| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- |
| **① 地域の実情に即したきめ細かな支援**・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。・地域活動協議会（以下「地活協」という。）の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有した上で、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集する。・区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議のもと実施方法等を検証し、必要に応じて開催する。・つながりづくりの基盤となる自治会・町内会への加入を促進するとともに、広報等の活動支援を通じて、様々な活動主体と地域との連携・協働を促進する。・一部の区では、地域カルテの更新を支援し、地活協と認識共有する。・一部の区では、地域実情に合った手法による地活協の広報活動を支援するとともに、地活協の認知度向上に取り組む。 | ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、適宜各区の取組内容を共有した。・地活協の活動や自律の状況の把握を行い、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有し、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集した。・区を超えた地域活動協議会の事例や連携促進のための交流の場について、コロナ禍のため、区独自に工夫したオンラインフォーラム等を24区で共有し、参加を促した。また、コロナ禍において活動を再開した地活協の取組を、活動者自身や参加者等がハッシュタグをつけてＳＮＳに投稿したり検索したりすることによって、地域間で情報共有ができるハッシュタグキャンペーンを行った。・区役所・まちづくりセンターや区社協と連携・情報共有し、地活協で出た課題等を地域カルテに盛り込むなど更新を進め、地活協と認識を共有した。・自治会・町内会の加入促進を図るため、広報誌やホームページ等により広報したほか、チラシを作成し、配付した。・一部の区では、地域における活動の状況や今後の活動についての聞き取りを行い、課題解決に向けた助言や支援事業者の派遣等の支援を実施した。・一部の区では、Zoomで広報研修会を開催し、コロナ禍での広報活動について情報共有を行ったり、広報紙、ＳＮＳ、チラシ配布等により地活協の活動について情報発信を行った。また、地域活動における専門学校と地域との連携や他区地域とのオンラインでの情報交換の場づくりの支援を行った。 | ・コロナ禍における地域活動支援について、地活協の補助金のあり方等課題を把握し、制度改正について検討する必要がある。・自治会・町内会への加入を促進するため、活動意義を確認するとともに、より効果的な広報活動に向けて好事例の共有に取り組む必要がある。・一部の区では、地域担当、まちづくりセンターと連携し、地域課題等の更新や、解決に向けた話し合いの継続した支援が必要である。・一部の区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の方法では出来ない活動もあることから、活動の形や工夫等について検討する必要がある。・一部の区では、地活協の活動拠点となる施設でのオンライン環境の整備やオンライン機能や操作の習熟が十分でない。 | ・地活協のあり方について、課題把握を行い、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の改正を行う。（通年）・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよ う、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。　　　　　　　　　（通年） ・引き続き、地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有した上で、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集する。（通年）・引き続き、区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議のもと実施方法等を検証し、必要に応じて開催する。　　　　　　（通年）・自治会・町内会への加入を促進するため、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を収集・共有するとともに、各区において広報紙等で自治会・町内会の活動目的や内容を発信する。（通年）・一部の区では、各地活協運営委員会や地域行事等に参加し、引き続き地域事情の把握に努め、各地域の実情に沿った支援を図っていく。（通年）・一部の区では、地域の状況を把握し、支援事業者と連携しながら、課題解決に取り組む。（通年）・一部の区では、マニュアルの作成などを通じてオンライン機能や操作に習熟するよう支援する。（通年）・一部の区では、様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。（通年） |
| **② 地活協の意義・求められる機能の理解促進**・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。・地活協の意義や求められる機能の促進に向けて、職員の理解を深める取組を行う。・一部の区では、地活協の意義や求められる機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう、積極的な働きかけや情報発信を行う。・一部の区では、各種媒体を活用して地活協に対する理解が促進するよう取り組む。 | ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、適宜各区の取組内容を共有した。・市民協働職員研修において、地活協の意義や地活協に求められる準行政的機能や総意形成機能についての理解を深める研修を行った。・一部の区では、準行政機能・総意形成機能の説明用リーフレットを作成し、各地域の運営委員会など会議の場で配付したり、「補助金決算説明会」の場で、わかりやすい資料を用いて地活協の意義等について説明を行った。・一部の区では広報紙、ホームページ、掲示板等多様な媒体を活用して、地活協の役割や活動紹介等情報発信を行った。 | ・地活協の意義・求められる機能の理解促進に向けて、継続して職員の理解を深める必要がある。・一部の区では、役員交代時に、的確な引継ぎがなされず、理解度が低下することが多くある。・一部の区では、新型コロナウイルス感染症の影響で幅広く理解促進を図る場が少なくなっている。 | ・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。　　　　　　　（通年）・引き続き、地活協の意義や求められる機能の促進に向けて、職員の理解を深める取組を行う。（通年）・一部の区では、引き続き各種会議等の場において、説明強化を図る。（通年）・一部の区では、新型コロナウイルス感染症の影響により理解促進を働きかける場が少なくなることを想定し、書面配付した場合でも、より理解が深められるよう、資料を改善する。（下期）・一部の区では、地活協の認知度向上や地活協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、より積極的な働きかけや効果的な広報に取り組む。（通年） |
| **③ 区の状況に応じた支援の実施**・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。・各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有する。・各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設ける。・一部の区では、企業やＮＰＯ等と各地域団体の連携を促進する。・一部の区は、地域ニーズを把握し、地域実情に沿った支援を実施していく。・一部の区では、持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。 | ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、適宜各区の取組内容を共有した。・各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有した。・各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設けた。・一部の区では、企業等にアンケートを送付し、地活協の意義や趣旨に対する理解、地域貢献などの取組に理解を示した企業と地域とのマッチング等に取り組んだ。・一部の区では、各地活協運営委員会などに出席し、地域情報の把握に努めるとともに、個別の事業における運営方法の相談や、新しい担当者への会計支援などを実施した。・一部の区では、コミュニティ回収に関心がある地域に対して、導入に関するアドバイス等の支援に取り組んだ。 | ・地域公共人材や総合ポータルサイトについて、区職員、まちづくりセンター等職員への有用性等を理解してもらう必要がある。・一部の区では、アンケート結果を見ると、「地活協の意義や趣旨、活動内容を知らない」、「地域貢献の意識があっても参画方法がわからない」などの意見があった。・一部の区では、地域活動について、感染症対策を充分に行って実施した事業がかなり少なく、他地域での取組情報を共有した上で、実施方法を検討する必要がある。・一部の区では、地域実情に合わせたＣＢ/ＳＢの取組に対する支援が必要である。 | ・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。（通年）・引き続き、各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有する。（通年）・引き続き、各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設ける。（通年）・一部の区では、アンケートで地活協の意義や趣旨に理解を示す企業やＮＰＯに対し、積極的に働きかけを行うことで具体的な連携につながるよう取組を進める。（通年）・一部の区では、地域担当職員が地域情報や課題を把握し、地活協の活動支援を継続し、課題解決に向けて地域と情報共有を行っていく。また、感染症対策を充分に行いながら事業を実施し、オンラインを取り入れるなど、実施方法を工夫できるよう支援する。（通年）・一部の区では、まちづくりセンター等と連携して、地域実情を把握しながら地域が自律的に取り組めるよう持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。（通年） |

# **４-２　区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ①－１ 関係所属において区ＣＭ事業のＰＤＣＡが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合２年度 21 区長/24 区長３年度 22 区長/24 区長４年度 23 区長/24 区長５年度 24 区長/24 区長 | ・23 区長/24 区長 | 達成 | 23 区長/24 区長（理由）２年度実績が２年度目標を上回ったため、３年度目標を上方修正する。 |
| ①－２ ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合２年度 21 区長/24 区長３年度 22 区長/24 区長４年度 23 区長/24 区長５年度 24 区長/24 区長 | ・24 区長/24 区長 | 達成 | 24 区長/24 区長（理由）２年度実績が２年度目標を上回ったため、３年度目標を上方修正する。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 区ＣＭ制度の趣旨に即した運用の徹底に向けた区ＣＭ事業のＰＤＣＡサイクルによる事業監理の強化及び区ＣＭの権限等の整理のための取組**・区長会議において、元年度末にブラッシュアップした「区ＣＭ事業のＰＤＣＡ」の仕組みについて、関係所属に周知するとともにその実践の徹底を図る。・区長会議において、区ＣＭ事業の関係所属職員に対するｅラーニングを実施するとともに分析・検証を行い、その結果を関係所属に対してフィードバックする。・区長会議において、区長（区ＣＭ）の権能のあり方の整理を図った上で、関係所属に周知するとともにその実践の徹底を図る。 | ・区長会議において、元年度末にブラッシュアップした「区ＣＭ事業のＰＤＣＡ」の仕組みについて、関係所属に周知するとともにその実践の徹底を図った。・区長会議において、区ＣＭ事業の関係所属職員に対するｅラーニングを実施するとともに分析・検証を行い、その結果を関係所属に対してフィードバックした。・区長会議において、区長（区ＣＭ）の権能のあり方の整理を図った上で、関係所属に周知するとともにその実践の徹底を図った。 | ・３年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める必要がある。 | ・区長会議において、成果指標測定のためのアンケートにおける各区長（区ＣＭ）の意見等を踏まえ、３年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。（通年） |

**柱４-３　区役所業務の更なる標準化の推進**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度・標準化の計画策定・１年目の標準化計画達成３年度・２年目の標準化計画達成４年度・３年目の標準化計画達成５年度・標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態の確立 | ・標準化の計画策定・１年目の標準化計画達成 | 達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 区役所業務における業務改善のベストプラクティスを基にした24 区の標準化と、更なる改善を継続的に行っていく仕組みの構築のための取組**・プランに掲げる対象とする区役所業務に関して、関係所属が連携して改善本部を設置し、改善本部のもと、標準化計画を策定する。・改善本部のもと、策定する標準化計画に沿って１年目の取組を実施する。 | ・プランに掲げる対象とする区役所業務に関して、関係所属が連携して改善本部を設置し、改善本部のもと、標準化計画を策定した。・改善本部のもと、策定する標準化計画に沿って１年目の取組を実施した。 | ・今後の取組にあたっては、区ごとに異なる事情や各区独自で採用している手法などについて、各区及び関係所属の意見を十分に聴取・考慮しつつ進めていく必要がある。 | ・プランに掲げる対象とする区役所業務に係る改善本部のもと、区ごとに異なる事情や各区独自で採用している手法などについて、各区及び関係所属の意見を十分に聴取・考慮しつつ、標準化計画に沿って２年目の取組を進めていく。（通年） |

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

**柱５-１　次代を担う職員の育成**

２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合２年度　10％※課長級以下の職員を対象とした意識調査（キャリアデザインシート）により回答※３年度以降の目標は、２年度の進捗状況を踏まえて設定 | 8.3％ | 未達成 | 10％（理由）３年度目標が未設定であったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 自主的・主体的にリーダーシップを発揮できる職員の育成・支援**・リーダーシップを発揮できる人材や幹部の育成を推進するため、階層別研修や民間企業派遣研修を実施する。 | ・各階層別研修において、リーダーシップを発揮するために必要なカリキュラムを実施した。（新型コロナウイルス感染症の影響により一部の研修を中止した。）・３年度からの民間企業派遣者数を増員し拡充を図った。 | ・引き続き、リーダーシップの必要性や考え方について、階層に応じた研修により浸透を図る必要がある。 | ・自己啓発講座にリーダーシップに関連するカリキュラムを加え、取組を強化する。（通年）・民間企業派遣研修について、更なる拡充に取り組む。（通年） |
| **② 各所属における職員の専門性の向上**・各所属がeラーニングシステムを活用し、専門性を向上させる研修の実施を支援する。 | ・eラーニング教材の充実を図った。・所属研修実績調査を実施した。 | ・各所属に対して、コンテンツの内容の充実や受講対象者の絞り込みを促すなど、質の向上に取り組む。（通年） |
| **③ 職員による改善、問題解決や新たなチャレンジを促す仕組みの構築**・業務改善や問題解決に係る取組事例や手法について、職員向けｅラーニング等による情報発信を実施するとともに、様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討する。 | ・全所属の係員・係長を対象に「問題解決研修」（eラーニング）を実施した。・様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討した。 | ・各所属・組織における業務改善や問題解決に資する取組事例・手法（改善ツール等）について、全ての職員が活用できるよう整理し、庁内で共有する仕組みを充実する。（通年）・引き続き、様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討する。（通年） |

**【改革の柱６】働き方改革**

**柱６-１　働き方改革の推進**

　　２年度目標の達成状況

| 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 【長時間労働の是正】・職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数　２～５年度各年度124時間（30年度実績）以下・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数　２～５年度各年度16日（取得率80％）以上（30 年度実績 15.4 日）【仕事と生活の両立】・男性職員の育児休業等取得率　２年度　13.0％（30 年度実績 9.1％）・管理職に占める女性職員の割合（事務系）　２年度　課長級以上　20.0％　係長級以上　30.0％（30 年度実績 課長級以上13.8% 係長級以上25.5%）※「特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）（28 年3 月改訂）」より | ・職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数　124時間・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数　15.8日（取得率79％）・男性職員の育児休業等取得率　16.1％・管理職に占める女性職員の割合（事務系）　課長級以上　15.9％　係長級以上　26.6％ | 未達成 | 変更なし（理由）予定どおりに取組が進捗しているため。変更なし（理由）概ね予定どおりに取組が進捗しているため。男性職員の育児休業等取得率　30.0％※上記数値は「特定事業主行動計画・後期計画期間」の目標数値であり、計画期間は令和３年４月～令和８年３月となっているため、この期間において取り組む目標である。（理由）３年度目標が未設定であったため。管理職に占める女性職員の割合（事務系）　課長級以上　20.0％　係長級以上　30.0％※上記数値は「特定事業主行動計画・後期計画期間」の目標数値であり、計画期間は令和３年４月～令和８年３月となっているため、この期間において取り組む目標である。（理由）３年度目標が未設定であったため。 |

２年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 長時間労働の是正**・時間外勤務の上限規制を踏まえて、管理の徹底を図り、モニタリングを実施するなどにより、長時間労働の是正を図る。 | ・各所属の超過勤務の状況等をモニタリングするとともに、時間外勤務の状況に応じて、ヒアリングを実施し、長時間労働の是正を図った。 | ・様々な先進事例も参考にしながら、７年以降を見据えた働き方改革の絵姿を、４年度中に示す必要がある。 | ・引き続き、時間外勤務の上限規制を踏まえて、新たに導入するＰＣログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、モニタリングを実施するなどにより、長時間労働の是正に向けて取り組む。（通年） |
| **② 働きやすい職場環境づくりの取組**・研修の実施や制度周知及び既存制度の利便性の向上などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。 | ・階層別研修のほか、新たに「女性職員の多様な働き方を考えるコラム」の発行・周知を行うなど、働きやすい職場環境づくりの推進に取り組んだ。 | ・引き続き、研修の実施や制度の周知及び既存制度の利便性の向上などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。（通年） |
| **③ 柔軟な働き方の推進**・テレワークの利用状況を分析し、利便性の向上を図るとともに、勤務時間の割り振り変更や時差勤務、休憩時間の選択制の柔軟な運用について検討を行う。 | ・テレワーク、時差勤務、休憩時間などについて検討の上、各種制度の運用拡大を行い、柔軟な働き方の推進に取り組んだ。 | ・テレワーク、時差勤務、休憩時間などの各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に努めるとともに、関係所属と連携しながら、全庁横断的な取組の検討を進める。（通年） |
| **④ コミュニケーション活性化・ムダ取りのためのオフィス改革**・ペーパーレスに効果的なフリーアドレスの導入、コミュニケーションの活性化やムダ取りのためのオープンオフィスなど、オフィス改革の更なる推進に取り組む。 | ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、接触者の拡大によるリスクが想定されるフリーアドレスやオープンオフィスの取組に代わり、テレワーク推進の取組を実施することで、ペーパーレス、コミュニケーション活性化・ムダ取りのためのオフィス改革に取り組んだ。 | ・新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、リスクを軽減させるため、引き続きテレワークの推進に向けた取組を進める必要がある。 | ・テレワークのより一層の推進及びオンラインによるコミュニケーションの活性化に向け、次の取組を進める。（通年）Teams会議の活用事例、テレワーク推進にあたっての取組事例等を庁内ポータル等で情報発信し、先行事例等の横展開を推進する。（通年） |

**（参考）柱４-１　地域活動協議会による自律的な地域運営の促進　各区状況**

２年度目標の達成状況

目標指標：地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 目標 | ２年度実績 | ２年度目標の評価 | ３年度目標（設定・変更等） |
| 北区 | 91.0％ | 90.1％ | 未達成 | 92.0％ |
| 都島区 | 77.0％ | 86.7％ | 達成 | 87.0％ |
| 福島区 | 90.0％ | 76.1％ | 未達成 | 90.0％ |
| 此花区 | 94.0％ | 92.8％ | 未達成 | 94.0％ |
| 中央区 | 90.0％ | 93.9％ | 達成 | 94.0％ |
| 西区 | 87.3％ | 88.9％ | 達成 | 89.0％ |
| 港区 | 94.0％ | 93.4％ | 未達成 | 94.0％ |
| 大正区 | 76.3％ | 87.2％ | 達成 | 87.2％ |
| 天王寺区 | 86.0％ | 79.8％ | 未達成 | 87.0％ |
| 浪速区 | 88.0％ | 88.8％ | 達成 | 89.0％ |
| 西淀川区 | 87.0％ | 84.1％ | 未達成 | 88.0％ |
| 淀川区 | 92.0％ | 89.3％ | 未達成 | 92.0％ |
| 東淀川区 | 78.7％ | 81.5％ | 達成 | 84.6％ |
| 東成区 | 84.0％ | 86.6％ | 達成 | 87.0％ |
| 生野区 | 87.0％ | 85.4％ | 未達成 | 87.0％ |
| 旭区 | 89.5％ | 82.9％ | 未達成 | 89.5％ |
| 城東区 | 90.0％ | 88.9％ | 未達成 | 90.0％ |
| 鶴見区 | 90.0％ | 91.8％ | 達成 | 92.0％ |
| 阿倍野区 | 90.0％ | 92.0％ | 達成 | 92.0％ |
| 住之江区 | 92.0％ | 86.4％ | 未達成 | 92.0％ |
| 住吉区 | 81.0％ | 87.1％ | 達成 | 88.0％ |
| 東住吉区 | 86.0％ | 89.5％ | 達成 | 90.0％ |
| 平野区 | 88.0％ | 88.1％ | 達成 | 88.5％ |
| 西成区 | 82.0％ | 93.2％ | 達成 | 93.2％ |

２年度取組の実施状況

取組①「地域の実情に即したきめ細かな支援」

| 区名 | ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 北区 | ・地域カルテの更新支援を通じて、地活協と情報共有する。 | ・地域の実情に合った形での作成支援ができるよう、区から、統計データを活用して、地域ごとに年齢別人口等の情報提供を行った。・地域カルテの新たな共有資料として、各活動事業の目的や経過を含めた担当者引継書の作成を提案し、入力フォーマットを作成した。 | ・各地域における課題の抽出やその解決に向けた話し合いの場がコロナ禍により難しくなっているため、ビデオ会議なども含めた話し合いの場の支援が必要である。 | ・コロナ禍でも地域内で情報共有できるようにビデオ会議などの場の提供支援と合わせて、地域ごとに人口動態などの地域特性や地域課題、地活協の運営上の課題や活動状況などについて、客観化・明確化するための地域カルテの更新支援を行い、地活協と認識共有する。（通年） |
| 都島区 | ・地域カルテを充実させ、各地活協と課題を共有する。 | ・各地域の若手層を主な対象とし、全地域一括でオンラインにより地域カルテの講習会を実施した。 | ・地域課題に差異がある中、全地域一括で実施したため、各地域の個別課題について共有できなかった。 | ・地域カルテ講習会を地域や対象者を細分化して行うなど、きめ細やかな支援を実施する。（通年） |
| 福島区 | ・地活協に対し、地域ごとの特性や地域課題を把握した上で、地域実情に応じ、活動の活性化に向けて支援を実施する。・まちづくりセンターなどによる地活協への支援の効果検証に基づき、地域の実情に即した最適な支援を行う。・地活協の認知度向上を図るため、ホームページや広報紙で年２回以上ＰＲを行う。 | ・まちづくりセンターの支援に対するアンケートを行い、その評価とこれまでの支援効果検証に基づき、支援内容の改善につなげた。・地域実情に応じ、コロナ禍での総会の書面決議支援や会計・広報など、分野ごとに強弱をつけた支援を行った。・マンション住民を対象とした講習会において、地活協の活動を紹介し、つながりづくりを行った。・ホームページや広報紙を通じて、年２回以上、地活協のＰＲを行った。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや地域活動そのものが停止せざるを得ない状況となるため、地域住民の交流や参加参画を促すことが困難となっている。・事業のみではなく、事前の打ち合わせなどの機会も減り、地活協の継続的な活動が進めづらい状況にある。 | ・コロナ禍の状況を見極めつつ、地域と新型コロナウイルス感染症対策などの情報提供・共有を図り、活動再開に向けての問題点や対応を検討する。（通年）・地域実情に合わせＳＮＳ等を活用した情報発信の効果的な支援を行う。（通年） |
| 此花区 | ・地域カルテの更新を支援し、地活協と認識共有する。 | ・区役所・まちづくりセンターや区社協と連携・情報共有し、地活協で出た課題等を地域カルテに盛り込むなど更新を進め、地活協と認識を共有した。 | ・地域担当、まちづくりセンターと連携し、地域課題等の更新や、解決に向けた話し合いの継続した支援が必要である。 | ・各地活協運営委員会や地域行事等に参加し、引き続き地域事情の把握に努め、各地域の実情に沿った支援を図っていく。　　　　　（通年） |
| 中央区 | ・地域活動などに関する情報を広報紙に掲載する。・地域情報などをTwitterで発信する。・新築マンションの新たな住民に対する地域活動参加に向けた啓発物を作成する。 | ・各地域の課題解決に向けた地活協の取組を広報紙に毎月掲載した。（12回）・防災訓練などの地域情報を随時 Twitterで発信した。（随時）・マンション等の建築段階から地域との関係をつくるためのガイドラインを作成した。 | ・転出入が多く、マンション住民等新たな流入層が多いことなどで、若い世代をはじめ多くの人に対し、つながりづくりの大切さの啓発や地域活動への関心を持ってもらえるきっかけの周知が十分でない。 | ・広報紙の毎月掲載に加え、地域活動の特集記事を組む。（通年）・地域情報などをTwitterで発信する。（通年）・左記ガイドラインを活用し、新住民と地域をつなぐ取組を支援する。（通年）・区庁舎に「地活協コーナー」を設け、地活協の活動紹介パネルを掲示する。（通年） |
| 西区 | ・自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。 | ・自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかけた。・町会加入促進チラシを発行した。 | ― | ・自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。（15回以上） |
| 港区 | ・まちづくりセンターによる地域実情に即した助言や指導、コーディネート等を通じて、新たな人材や財源を確保し、地活協の活動内容を充実させながら、自律的な地域運営に向けた取組を支援する。・地域実情に合った手法による地活協の広報活動を支援するとともに、地活協の認知度向上に取り組む。・人と人とのつながりづくりのための啓発や情報発信、活動を支援する。・自治会・町内会単位（第一層）で実施する活動を支援するほか、第一層で様々な活動ができるよう情報提供する。・地活協と他の活動主体との新たな連携が創出されるよう支援する。 | ・地活協の活動や運営の状況を把握し、それぞれの課題を分析し、その課題解決に向けた地域ごとの支援計画を作成するとともに、定期的にまちづくりセンターと地域に関する情報共有や適切な支援手法について検討し、地域実情に即した支援を行った。・コロナ禍において、オンラインの活用及び環境整備の支援を行った。・Zoomで広報研修会を開催し、コロナ禍での広報活動について情報共有した（11月）。・広報紙、ＳＮＳ、チラシ配布等により地活協の活動について情報発信した。・地域活動における専門学校と地域との連携や他区地域とのオンラインでの情報交換の場づくりの支援を行った。・マンション管理組合が実施する防災学習会を支援するとともに、広報紙等で気軽に参加できる場や活動の情報を発信した。・地域活動の再開に向けたチェックリストを作成し、各地域へ情報提供した。 | ・コロナ禍おける地域活動の停滞、並びに地域活動再開に向けた地域スタッフのモチベーション確保・地活協の活動拠点となる施設でのオンライン環境の整備が十分でない。・オンライン機能や操作の習熟が十分でない。・自治会・町内会単位（第一層）の活動やニーズの把握・地域と他の活動主体との連携における双方へのメリット享受 | ・コロナ禍における各地域の活動状況を把握し情報共有するとともに、適切な感染防止対策を講じながら活動再開ができるよう地域スタッフへアドバイスしながら地域実情に即した支援を行う。（通年）・地活協の活動拠点となる施設のネットワークの構築や導入器材の検討など、オンライン環境の整備向けた支援を行う。（通年）・マニュアルの作成などを通じてオンライン機能や操作に習熟するよう支援する。（通年）・様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。（通年）・日常的な地域活動支援を行う中で自治会・町内会単位（第一層）の活動に関する情報を収集するとともに、広報紙等で第一層の活動に対する支援について情報発信する。（通年）・地域と他の活動主体の課題やニーズを把握し、連携によるメリットが双方に実感されるよう相互調整や連携創出に向けた支援を行う。（通年） |
| 大正区 | ・地域包括支援プロジェクトチーム会議等を通じて、各地域の実情や地域課題の把握を進めるとともに、まちづくりセンターと連携し、「地域カルテ」を活用しながら地域実情に即した支援を行う。 | ・地域包括支援プロジェクトチーム会議等を通じて、各地域の実情や地域課題を把握した。・まちづくりセンターと連携し、「地域カルテ」を活用し、各地域の状況に応じた支援を行った。 | ・コロナ禍による会議の書面開催や各打合せ会の見合わせ等も見られた中、地域担当･まちづくりセンターと連携した各地域の課題等の把握や解決に向けた活動を支援する必要がある。 | ・３年度もコロナ禍の状況が続く見込みのため、各地域がオンライン会議をできる環境整備やスキル支援を行うことにより、円滑に会議が運営され、「地域カルテ」の更新、地域課題等の把握や解決に向けた活動ができる状態になるよう支援する。（通年） |
| 天王寺区 | ・まちづくりセンターを活用して地域カルテの更新を支援し、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行う。・地活協において、より一層民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されるよう、まちづくりセンターを活用した啓発・支援を行う。（会計説明会：１回）・地活協が独自で行う情報発信の取組を、まちづくりセンターを活用して支援する。（情報発信支援： ９地域） | ・まちづくりセンターを活用して地域カルテの更新について、備蓄物資管理簿のひな形を示し、活用できるものにしていくよう支援を行った。・コロナ禍のため対面での会計説明会の開催は行わず書面での説明書を地域に配付した。・まちづくりセンターを活用して、地活協のコロナ禍における運営や各種活動の実施、適正な補助金活用について支援を行えるよう意見交換会を開催した。・地域活動を動画で実施する手法について、地域に情報共有を行った。 | ・地域カルテについて、引き続き更新支援を行うとともに地域に内容の浸透を図っていく必要がある。・各地活協において、運営委員会の開催や各種活動は自律的に進められてはいるものの、地域の会計全体を理解し調整できる担い手の育成が必要である。・ポスターやチラシなどの紙での情報発信は地域で行えているものの、Facebookについては活用促進の支援が必要である。 | ・地域カルテについて、引き続き更新支援及び内容の充実に取り組み、地域への浸透を図る。（通年）・コロナ禍における地活協の活動手法や課題を共有するとともに、地域の会計全体を理解し調整できる担い手の育成のため、会計説明会及び意見交換会の開催を行う。（年１回）・まちづくりセンターを活用して、地域活動のFacebookやポスター・チラシによる情報発信の支援を継続して行う。（通年） |
| 浪速区 | ・気軽に参加できる清掃活動、フードドライブや子ども服リサイクルなどの取組を通じて、子育て層や若年層へのゆるやかなつながりを醸成する。（通年）・地域行事やイベントを通じて協力企業や学生など様々な団体とのマッチングを図り、地域コミュニティの活性化や地域活動の、更なる推進を図る。（通年） | ・国保新規加入者や転入者に対する地域活動への参加勧奨チラシの配布や、ＳＮＳ（Twitter・Facebook）などの活用により広く参加を呼びかけた。（通年）・マンション住民や外国人住民をターゲットとした防災イベント（７回）や、オンラインを活用した清掃活動イベント（３回）、フードドライブの常設設置（区内３か所）などを実施した。・企業やＮＰＯ法人、日本語学校など、多様な主体と地域のマッチングを図り、協働事業を実施した。（３地域） | ・子育て層や若年層へのゆるやかなつながりを醸成するため常日頃からの身近なつながりづくりに向けた継続的な取組が必要である。・コロナ禍に即したより効果的な手法を検討する必要がある。 | ・ＳＮＳやWebを活用し、マンション住民や子育て層といった幅広い世代の住民の地域活動への参加を促す。（通年）・防災など各種動画素材を作成・活用し、マンション理事会などへの地域コミュニティ参画に向けた働きかけを更に強化する。（通年）・各地域の活動や事業、防災などの啓発イベントを通じて、企業やＮＰＯ法人、日本語学校の留学生や外国人住民等と地域のマッチングを図り、つながりづくりを促進する。（通年） |
| 西淀川区 | ・会計事務を中心とした地域の実情に即した全地域への支援。 | ・補助金事業における検討会及び会計事務説明会の実施。・新型コロナウイルス感染拡大防止による継続した地活協活動の推進。 | ・まちづくりセンターと連携しながら各地域における課題の洗い出しやその解決に向けた話し合いが行われるよう支援する必要がある。 | ・地域支援のカルテの更新の支援を行う。現状は、地域と地域担当部署のみにて共有を行っているが、区役所全体で情報を共有することで、区役所内の連携を強化し、福祉や防災などの地域課題解決に繋げる。（通年） |
| 淀川区 | ・地域公共人材の活用に向けての積極的な情報発信を行う。・ＳＮＳを活用した若い世代への情報発信に向けた取組を行えるように支援する。・中間支援組織と連携し、地域特性に応じた具体的なコーディネートを行う。 | ・地活協の会議にて、地域公共人材制度を紹介した。・ホームページの作成支援を行い、１地活協のホームページが作成された。・地域特性に応じた具体的なコーディネートについて８件行った。 | ・コロナ禍で地域活動が大きく制限されている中、情報発信する機会も減少し、また、地域特性に応じた支援についても難しい面があった。 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるように他の地域の好事例等の情報を集めて提供するなどの地域活動支援を行う。（通年） |
| 東淀川区 | ・地活協の支援、補助金交付を行う。・地域課題やニーズに対応した支援を行う。・地域担当職員による地域防災力向上支援を行う。 | ・コロナ禍を踏まえた地域活動や補助金運用に係る情報提供等を行うため、地活協連絡会議を開催した。・地域活動に係る公式LINEアカウントの開設や、ホームページ等を活用し、地域活動を行う上でのお役立ち情報の発信を行った。・地域づくりアドバイザーによる地域へのサポートを行った。 | － | ・引き続き、コロナ禍における地域活動支援と補助金の効果的な活用支援を各地域のニーズに応じた形で継続する。（通年）・地域担当職員による、コロナ禍における地域防災力向上支援を継続する。（通年） |
| 東成区 | ・地活協の自律状況及び支援ニーズ等の把握・分析を行い、効果的な支援を実施する。 | ・全地域を対象にした支援ニーズ調査結果に即し、まちづくりセンターの運営手法を見直した。・活動の担い手不足解消を図るため、育成や発掘の仕組みづくりが進むよう、地域まちづくり支援員による、地域「常駐」型の支援体制の構築に取り組んだ。 | ・「常駐」型の支援により、持続可能な地域活動が継続できるよう、担い手の負担感について聞き取り、地域の人材育成に資する仕組みとなるよう働きかけていく必要がある。 | ・会計や広報アドバイザーによる支援を通じて、担い手の負担軽減を支援する。（通年）・住民アンケート等による支援ニーズの把握を通じ、地域課題を地域カルテに活かすことができるよう支援する。（通年） |
| 生野区 | ・まちづくりセンターと協力し、地域実情に応じた支援を行うため、まちづくり協議会（以下「まち協」という。）のあり方や、地域内での課題などについて話し合いを進める会議を開催する。・自治会、町内会単位（第一層）の活動等を支援し、身近な地域でのつながりづくりと地域活動の活性化を図るとともに、市民活動への支援等を通じて、様々な活動主体と地域との連携を促進する。 | ・３地域を対象とした「地域虎の巻（地域カルテ）会議」を開催した。・気軽に誰もが参加でき、交流できる場（まちカフェ）の提供をした。 | ・まち協による自律的な地域運営に向けて、まちづくりセンターが有する専門的なスキル・ノウハウを活用しながら支援を行ってきたことで、取組の増加や自律度の向上は見られるものの、地域住民の参加が少ない地域や、地域特性に応じた取組が進んでいない地域があり、支援する必要がある。 | ・中間支援組織と連携し、地域の実情に即した最適な支援を行うよう、虎の巻会議の必要性を地域に伝え、自主的に運営できる地域を一つでも多く増やせるよう支援していく。（通年） |
| 旭区 | ・各地活協が防犯･防災、子ども･青少年、福祉、健康、環境及び文化･スポーツの分野において、広く住民全般を対象として行う事業や地活協の運営等（組織運営・会計支援）に関するアドバイスを実施する。・既存の各地活協ホームページを地域に応じた内容となるよう支援する。・自治会・町内会単位（第一層）の活動等の支援の一環として、町会の加入促進に取り組む。 | ・コロナ禍における地域活動のあり方（手法、内容等）についてのアドバイス、他区事例の収集、情報共有等を実施した。・希望のあった地域の会計実務担当者を対象に会計事務説明会を開催した。・各地活協のホームページのリニューアルに向けて支援した。・町会加入促進チラシを活用して町会加入促進に取り組んだ。（広報紙及びホームページに掲載、転入者パックに同封、区役所内及び各地域集会施設に配架） | ・各地域のニーズの把握に努め、実情に即した支援に取り組んでいく必要がある。・地域カルテについては、初版を作成してから数年が経過しているため、各地活協の状況に応じて更新を図る必要がある。 | ・各地活協が防犯･防災、子ども･青少年、福祉、健康、環境及び文化･スポーツの分野において、広く住民全般を対象として行う事業や地活協の運営等（組織運営・会計支援）に関するアドバイスを継続して実施する。（通年）・地活協の活動状況や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援などを通じて地活協と課題を共有した上で、地域の実情に即したきめ細かな支援を行い、より多くの住民参加を促す。（通年） |
| 城東区 | ・地活協の活動状況や自律の状況の把握、地域カルテ更新の支援などを通じて地活協と課題を共有した上で、地域の実情に即したきめ細かな支援を行い、より多くの住民参加を促す。・自治会・町内会単位（第一層）の活動等を支援し、身近な地域でのつながりづくりと地域活動の活性化を図るとともに、市民活動への支援等を通じて、様々な活動主体と地域との連携・協働を促進する。 | ・まちづくりセンターによる地域カルテ更新に関し、年間を通じて実施した。・まちづくりセンターにより、地域課題把握を意図した独自の住民アンケートを実施した。・まちづくりセンターにより町会加入促進チラシを作成し、一部地域ではポスティングを地域が担うなど、効果的な自律支援を実施した。 | ・多くの取組がコロナ禍の影響を受け、計画どおりの実施が困難となり、当初予定していた「地域夏祭り」・「地域防災訓練」等の事業が実施されていれば、参加いただけたであろう住民に対する取組への参加に係るアプローチがかなわなかった。 | ・地域のＳＮＳや広報紙を用いた情報発信支援等、コロナ禍でも可能で、より効果的な活動方法検討に係る支援を重点的に実施していく。（通年） |
| 鶴見区 | ・まちづくりセンターと連携し、地域ごとの支援方策を定め、地活協の自律運営に向けた支援を行う。 | ・まちづくりレポートを活用し、地域、関係団体等と課題等を共有し解決に向け支援を行った。・町会等の第一層支援のため、町会紹介リーフレットを作成し、転入者等へ配付を行った。 | ・町会加入率の向上につながる支援の実施が必要。 | ・引き続きまちづくりレポートの更新を行い、地域、関係団体等と地域の課題等を共有し、課題解決に向け、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行う。（通年） |
| 阿倍野区 | ・地域活動の活性化を図るとともに、地域の事業に地域住民が参加しやすくなるよう支援を行う。 | ・第一層の活動を支援するため、リーフレットの作成や広報紙への掲載を行った。 | ・身近な地域でのつながりづくりと様々な活動主体と地域の活性化を図る必要がある。 | ・各地活協が作成した地域カルテを活用して各地域の課題等を共有し、自律した地域運営をめざし、一方で自律している地域においては一歩先の課題を見つけ、より自律した地域をめざすなど実情に応じたきめ細やかな支援を引き続き行っていく。（通年） |
| 住之江区 | ・地活協の活動状況や自立状況の把握、地域カルテ更新の支援などを通じて地活協と課題を共有し、地域実情に即したきめ細やかな支援を行い、より多くの住民参加を促す。・特に次世代の担い手となる子育て世帯など若年層の関心を引くため、地活協のホームページやFacebookの開設などＩＣＴも活用しながら、活動により多くの住民が参加するよう活動紹介など知名度向上に向けた取組を行う。 | ・地域カルテの更新支援。・清江子育てサロンの開催をLINEで周知。 | ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほとんどの地域活動が、中止や規模を縮小しての実施となっており、広報紙やＳＮＳでのイベント開催案内等の住民参加や知名度向上につながるＰＲが出来ていない。 | ・事業の対象世代に必要な情報が届くよう、地域からのニーズを聞きながら、ＳＮＳ等を活用し、事業周知や知名度向上を図っていく。（通年） |
| 住吉区 | ・若い世代やこれまで地域の活動と関わりが少なかった人たちのつながりづくりを促進するため、「行ってみたい」と感じる「場」や「機会」を提供・創出する。・つながりづくりの基盤となる町会への加入を促進する。・防災を切り口に住民同士のつながりづくりを促進する。　　　　　　　　　　 | ・町会掲示板、各地活協のホームページ、広報紙、Facebook、Instagram、Twitter、パネル展示、動画での各地活協における活動の紹介及びイベント情報の発信を行った。・ホームページや広報紙による町会加入促進を行った。・転入者や区役所で実施している健診時に町会加入促進チラシの配付を行った。・地域活動への関心が低いマンション住民を対象に防災訓練（２地域）を実施し、訓練を通して地域活動への参画を促した。 | ・つながりづくり促進のための地域活動を知らない区民の割合が58.1％（区民意識調査結果）で半数を超えており、活動の認知度が低い。・新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の多くが中止になっており、行事等の場を活用した加入促進や情報発信ができていない。・新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない地域があった。 | ・若い世代など幅広い市民参画の促進のため、各地活協発行の広報紙や各地活協のホームページ・ＳＮＳを活用した情報発信に対する支援を行う。（通年）・行事や健診等での加入促進等に加えて、予防接種、成人式等、若年層や子育て層が集まる機会に町会加入促進や情報発信を行う。（通年）・未実施の地域を優先にマンション防災訓練を実施し、訓練を通してマンション住民の地域活動参画につなげる。（通年）・オンラインを活用した学習会の開催等により、コロナ禍でもつながりづくりが促進できるよう取り組む。（通年） |
| 東住吉区 | ・各地活協の活動状況や自律の状況の把握及び地域の実情に即した支援を実施する。 | ・地域における活動の状況や今後の活動についての聞き取りを行い、新たな担い手発掘につなげるための事業の手法等、課題解決に向けた助言や支援事業者の派遣等の支援を実施した。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の方法では出来ない活動もあることから、活動の形や工夫等について検討する必要がある。 | ・地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、課題解決に取り組む。（通年） |
| 平野区 | ・コロナ禍における事業実施状況を把握し必要に応じて情報提供する。・町会・自治会への加入促進のため、転入者向けの周知ビラを配付する。 | ・地活協より、事業実施の是非と運営方法に関する相談が多く、まちづくりセンターとともに状況を把握し、必要に応じて情報提供を行った。・町会・自治会への加入促進のため、転入者向けの周知ビラを配付した。 | ― | ・コロナ禍でも実施可能な事業について、地活協・まちづくりセンターとともに検討し、成功事例等を積極的に情報収集し共有する。（通年） |
| 西成区 | ・地域カルテの内容充実に向けて、直近の人口データ等を活用した、地域カルテの更新を行う。・地域カルテの内容を基に地域課題を洗い出し、その課題の解決に向けた取組を支援する。 | ・直近の国政調査のデータを基に各地域の人口統計資料を作成し、その資料を地域カルテに反映させるとともに、地活協の運営委員会において、地域カルテの更新内容を共有した。・地域カルテに不法投棄が課題として挙がっている地域については、コロナ禍の影響により余剰となっている補助金の有効活用として、不法投棄対策に関する取組を支援した結果、各町会に不法投棄防止の看板を設置することができた。 | ・地域カルテの意義等に関する認知度について、地活協の会長等一部の役員には認知されている状況であるが、各構成団体等では、まだまだ認知度が低い状況にある。今後は、地域カルテに対する認知度を向上させるとともに、地域カルテを活用した取組が実現できるよう支援を実施する必要がある。 | ・地域カルテの更新については、人口データ等の活用に加えて、地域内で話し合った内容を反映させる等、内容充実と合わせて認知度向上に向けた支援を実施していく。（通年）・より多くの地域で地域カルテを活用した地域課題の解決に向けた取組が実現できるよう、地域カルテの分析等を行うとともに、その結果に基づいた新たな地域活動の計画立案に向けた支援を実施していく。（通年） |

取組②「地活協の意義・求められる機能の理解促進」

| 区名 | ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 北区 | ・地活協の意義や求められる機能について、地域住民の理解の促進を図る。 | ・地域活動連絡会議や区政会議の場において、コロナ禍における地域活動の事例発表と合わせて、地活協の意義や地域活動に求められる機能について、説明を行った。（４回） | ・地活協の構成団体や地域住民に地活協に求められる総意形成機能や準行政機的能について、理解が深まるよう働きかけが必要である。 | ・地活協の意義や求められる機能について、地活協と認識共有し、地域住民の理解が深まらない原因を分析した上で課題を抽出し、地域活動連絡会議や区政会議の場など機会があるごとに積極的に発信するとともに、各地域の課題に応じ、ＩＣＴや広報紙、掲示版なども活用しながら、効果的な支援を行う。（通年） |
| 都島区 | ・広報誌やFacebookに地活協に係る情報を掲載する。 | ・広報誌10月及び２月号に掲載した。　Facebookでの地域情報発信件数（シェア含む）77件。　※緊急事態宣言中の４、５月及び１～３月を除くと、毎月10件程度発信 | ・情報発信の件数としては、左記のとおり一定数の実績があるが、地活協の意義等の理解を一層浸透させる必要がある。 | ・引き続き、広報誌やFacebook等により　情報発信を行い、より多くの地域住民に地活協の意義等の理解が浸透するよう情報発信の内容の充実を図る。（通年） |
| 福島区 | ・地活協に期待される総意形成機能等の趣旨について、地活協の役員や各構成団体に理解いただくように「補助金決算説明会」や「補助金予算説明会」の場で理解を促す。 | ・「補助金決算説明会」の場で、わかりやすい資料を用いて地活協の意義等について説明を行った。・「補助金予算説明会」は新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得なかったため、資料を配付することにより地活協の意義等について理解を促した。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響で幅広く理解促進を図る場が少なくなっている。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により理解促進を働きかける場が少なくなることを想定し、書面配付した場合でも、より理解が深められるよう、資料を改善する。（下期） |
| 此花区 | ・地活協の活動を広報紙で紹介するとともに、リーフレットを区民まつり等で配布するなど認知度向上につなげる。・区役所の１階や区民ホールに地域情報コーナーを設け、地域行事等のチラシを配架する。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業でのリーフレット配布はできなかったが、各地活協の主な活動内容を広報紙で紹介した。・区役所や区民ホールに地域情報コーナーを設け、地域行事等のチラシを配架したり、活動内容を紹介する壁新聞を作成・掲示した。 | ・各地活協の活動を紹介し、参加を促すことで、担い手確保につなげる必要がある。・組織体制が入れ替わると、会計等の支援がより一層必要となるなど、地域ごとに具体的な支援内容についての分析・検討が必要である。 | ・まちづくりセンターと連携して広報紙やＳＮＳ等を使って広く周知していくとともに、会計説明会や各地域における会議・行事等で繰り返し説明して理解促進につとめていく。（通年） |
| 中央区 | ・地域の担い手確保や人材育成等への助言・指導を行う。・地活協活性化セミナーを開催する。 | ・地域の高齢化による担い手不足や人材育成等についての助言・指導を行った。（随時）・地活協活性化セミナーを開催し、「地活協とは」をはじめ地活協の意義等を再確認した。（１回） | ― | ・地域の担い手確保や人材育成等への助言・指導を行う。（通年）・地活協活性化セミナーを開催し「地活協の意義・機能」を繰り返し確認することで、活動者の理解を促進する。（11月） |
| 西区 | ・地活協の意義や求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう働きかける。 | ・地活協会長会及び地活協情報共有会等にて説明を行った。・広報紙等において地活協の活動等を周知した。 | ・地活協の認知度の向上を含めた一層の働きかけが必要である。 | ・地活協の意義や求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体に対して都度における会議等において説明し、また、地域住民の理解が深まるよう広報紙等により周知する。（通年） |
| 港区 | ・地活協に求められる準行政機能、総意形成機能について、役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう積極的に働きかける。 | ・地活協補助金説明会で役員等に対し趣旨説明を行い理解度を高めた（７、12月）。・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）した（４月）。 | ・役員等の交代に伴う、新役員等の理解度の深化 | ・地活協の役員等を対象とした補助金説明会で地活協の意義、求められる機能の理解がより深まるよう説明を行う。（上期・下期で各１回）・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）する。（４月） |
| 大正区 | ・地活協の会議の場や委員長会等の様々な機会を通じて、準行政的機能に関する資料を作成し配付する等、地活協に求められている準行政的機能に関する理解促進に努める。 | ・地活協の会議の場や委員長会等の様々な機会を通じて、準行政的機能に関する資料を作成し配付する等、準行政的機能に関する理解促進を行った。 | ・準行政的機能とともに求められている「総意形成機能」について、各地域が発揮できるよう支援する必要がある。 | ・各地域が地域住民、学校園等と地域課題を共有し、地域要望として取りまとめる等、「総意形成機能」が発揮できる機会を支援する。（通年） |
| 天王寺区 | ・地活協の役員や構成団体、住民の理解が深まるよう、まちづくりセンターを活用して、意見交換会の場や、広報紙、広報板を活用して地活協の各種活動の紹介を行う。 | ・まちづくりセンターを活用して課題を共有し情報交換会を開催した。・広報紙へ地活協の活動紹介を行い、広報板へ活動紹介ポスターの掲示を行った。・オンライン区民まつりに、まちづくりセンターを活用し、地域における地活協の活動・役割も盛り込み、地活協を紹介する動画を作成・掲載した。 | ・広報紙・広報板などを活用して地活協の周知を行っているが、区民への認知度は５割を下回っており、地活協の活動の浸透を更に推進する必要がある。 | ・地活協の役員・構成団体の方を対象に情報交換会を開催し、地活協の意義・機能を定期的に伝える。（年１回）・ホームページ及び広報紙に、地活協に交付する補助金の使途の掲載を行う。（７月）・広報紙を活用して、広く区民に地活協の紹介を行う。（通年）・広報板に活動紹介のポスターを掲示する。（７、10、１月） |
| 浪速区 | ・地活協の意義や求められる機能について、役員や構成団体を対象に説明と確認を行う。（各地域３回以上） | ・地活協役員や構成団体を対象に、期初・期中・期末及び適宜（役員・担当者交代時）にて説明と確認を行った。（各地域３回以上） | ・地活協役員や構成団体の理解は深まってきているが、地域住民、とりわけマンション住民や若年層の理解を深める効果的な手法を検討する必要がある。・コロナ禍に即したより効果的な説明・確認手法を検討する必要がある。 | ・地活協の意義や求められる機能を説明した動画を作成するなど、新たな手法により取り組む。（通年） |
| 西淀川区 | ・地活協活動の水平展開に向けた情報発信。 | ・Facebook、ホームページにて情報発信、更新作業。 | ・地活協の認知度を向上させることが必要である。 | ・地活協のＰＲポスター等の作成。（通年）・地域ごとの情報発信支援として、地活協パンフレットの作成を行っている地域などについては、引き続き作成支援を進める。（通年）・例年広報紙において年に一度地活協特集記事を掲載していたが、連続掲載記事にすることで、より詳細な各地域の活動を周知する。（通年） |
| 淀川区 | ・広報誌やホームページなどで地活協の情報を発信することにより、市民活動の理解促進を図る。・各地活協へ認定要件の確認を行い、必要な助言を行う。 | ・広報誌にて全地活協の紹介を行った。・転入の多い３～４月期に各地域の広報誌やポスターなどを展示して、新たに区民となられた方々へ地活協の活動を知る場を設けた。・全地活協へ訪問し、地活協の認定要件の確認を行い、助言を行った。 | ・コロナ禍で地域活動が大きく制限されている中、地域活動への参加を呼びかける機会が少なく、市民活動の理解促進を図る機会が少なかった。 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるように支援を行い、地域活動の情報発信を行えるようにする。（通年）・全地活協へ訪問し、地活協の認定要件の確認を行い、助言を行う。（通年） |
| 東淀川区 | ・地活協の組織運営と活動が広く住民等に理解されるように情報発信力の向上を支援する。・ホームページ等を活用した広報を行う。 | ・大学連携を活用し、地域向けスマホLINE講座を開催した。・ホームページ等により地活協に関する広報を行った。・区役所待合スペースにおいて地活協ＰＲを行った。 | － | ・引き続き、大学連携等も活用し、オンラインを主とした情報発信力向上の支援と、区からの広報を行う。（通年） |
| 東成区 | ・地域活動の継続・拡充のベースとなる環境づくりに向け、自治会・町内会単位（第一層）の活動支援とともに、地活協の取組について情報発信を行う。 | ・活動の中核的役割を担う第一層の活動の活性化を図るため、町会加入促進チラシを作成し、地域に提供するとともに、広報紙やＳＮＳを通じて、地活協の取組を紹介した。 | ・町会を通じたチラシ配布に取り組み、組織内での地活協の意義や求められる機能の理解促進を図ったが、地域活動に関心の薄い層への周知が難しい。 | ・町会加入促進チラシを活用し、イベント広報等と連動させる等、効果的な広報事例の共有を図り、地活協の意義・求められる機能の理解促進を図る。（通年） |
| 生野区 | ・まちづくりセンターと協力し、地域実情に応じた支援を行うため、まち協のあり方や、地域内での課題などについて話し合いを進める会議を開催する。・まち協の理事会や会計説明会を通じて、より民主的に開かれた組織運営と会計の透明性の確保の重要性を浸透させる。・幅広い世代の住民が地域活動について興味を持ち、地域活動の新たな担い手へとつながるよう、まちづくりセンターと連携しＳＮＳ等を通じて、各まち協の特色ある活動を発信する。 | ・３地域を対象とした「地域虎の巻（地域カルテ）会議」を開催した。・ブロック担当者会議や会計説明会を開催した。・各まち協の事業内容の紹介や会計状況等をホームページにて紹介した。・区役所内にまち協の情報発信コーナーを設置した。・町会加入促進の案内チラシの配布やホームページでの広報を行った。 | ・まち協の意義や地活協に求められる機能の理解度は、準行政的機能（87.0％）、総意形成機能（71.9％）と、まち協構成団体の理解が促進されているが、更なる理解促進に向け、引き続き取り組む必要がある。 | ・まち協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、引き続き、各まち協等が実施している取組を情報発信し、市民活動への参加を呼びかける。また、Facebook、Twitter、YouTubeなど多様な媒体を活用しながら、若い世代が気軽に参加できる場の情報発信に取り組めるよう中間支援組織と連携し支援を行う。（通年） |
| 旭区 | ・各種媒体を活用して地活協に対する理解が促進するよう取り組む。 | ・各地活協の広報紙的媒体であるかわら版の作成を支援した。・広報紙において地活協特集及び各地活協の紹介記事を掲載した。・地活協や地域活動についての情報を掲載した「旭区まちづくりガイドブック」を発行し、関係者と共有するとともに、区役所や各地域の会館に配架を行い、広く区民に周知を図った。・ホームページに掲載している地活協コーナーの内容を随時最新の情報に更新した。・区役所内の地活協コーナー（掲示板）のレイアウト変更を行い、各地域の情報を一目で確認できるように改良した。 | ・あらゆる世代の区民や地活協の役員等に対し、地活協の意義や役割等に関する理解促進に向けて取り組む必要がある。 | ・地活協の認知度向上のために、「旭区まちづくりガイドブック」等の活用やより効果的な広報に取り組む。（通年）・地活協の会議等の場を活用し、地活協の役員等に対し、地活協の意義や役割等に関する理解促進に向けて取り組む。（通年） |
| 城東区 | ・地活協の意義や地活協に求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう積極的な働きかけや発信を行う。 | ・全地活協と区長との意見交換会を年間２回実施し、地域ごとの課題収集と解決に向けたアドバイスと、関係機関との解決対応調整を実施した。・ホームページ内の「城東区情報発信動画城東チャンネル」で、地活協会長と区長の対談動画を撮影し、身近な地域でのつながりづくりと地域活動の活性化の重要性について、発信した。 | ・年間２回の全地活協区長意見交換会の実施はかなったものの、コロナ禍の影響を受けて参加人数や実施時間を絞っての開催となった。会長を始めとした参加者が地域の意見を集約し、発言いただいたものの構成団体全体の意見を広く聞き取る開催手法検討が必要である。 | ・コロナ禍に対応した区役所と地域のリモート会議（ＩＣＴ化）体制整備を進めて事業、若手層の意見交換会参加などの活性化を検討していく。（通年） |
| 鶴見区 | ・地活協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、積極的な働きかけや情報発信を行う。 | ・準行政機能・総意形成機能の説明用に作成したリーフレットを、各地域の運営委員会など会議の場で配付し、地活協の意義・機能について説明を行った。 | ・役員交代時に、的確な引継ぎがなされず、理解度が低下することが多くある。 | ・２年度の取組について、一定効果があったため、引き続き各種会議等の場において、説明強化を図る。（通年） |
| 阿倍野区 | ・地域住民への地活協の活動に理解が深まるような支援を行う。 | ・地活協の活動紹介を広報紙やリーフレットで情報発信を行った。 | ・より多くの方に地活協の活動を知っていただく場を設け、理解を深める必要がある。 | ・地域住民へ地活協の活動の動画配信やリーフレットの全戸配布など情報発信を行い、積極的な発信を継続する。（通年） |
| 住之江区 | 地活協の意義や地活協に求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう地活協会長会や運営委員会などにおいて、積極的に発信する。 | ・地活協の意義や準行政機能、総意形成機能について、会計事務説明会において、説明を行った。 | ・新型コロナウイルス感染拡大により、事業実施が少なかったため、地活協役員や構成団体と接する機会が少なかった。 | ・Web会議などＩＣＴを活用することで、様々な機会を捉えながら、積極的に情報を発信する。（通年） |
| 住吉区 | ・地活協の認知度向上に向けた情報発信を行う。 | ・広報紙や各地活協発行の広報紙において、各地活協を紹介するとともに、広報板、町会掲示板、ホームページ、Twitter、Instagram、YouTubeを活用し、各地活協の活動情報を発信した。 | ・地活協を知っている区民の割合が52.8％（市民局実施調査結果）にとどまっており、更なる認知度の向上が必要である。 | ・各地活協における積極的な情報発信（ホームページ、広報紙、ＳＮＳの活用）への支援を行う。（通年）・ホームページから各地活協のホームページへ容易にアクセスできるよう工夫するとともに、子育て世代が集まる場においてもチラシを配布する等、地活協の認知度向上を図る。（通年） |
| 東住吉区 | ・地活協の意義や求められる機能の理解を促進するための広報活動を行う。 | ・地活協の役員や構成団体に向けて、求められる準行政機能や総意形成機能について説明を行った。・区民に向けて、広報紙にて地活協の活動や構成団体の紹介等を行い、活動の担い手としての参加を呼び掛けた。 | ・地域としての広報活動を促進する必要がある。 | ・支援事業者と連携し地域の広報活動への助言を行い、実情やニーズに合わせて広報紙やホームページで活動を紹介する。（通年） |
| 平野区 | ・多世代の方が地域の情報を得ることができるよう、広報紙等で発信するとともに、地活協自身が広報活動を行えるようにまちづくりセンターとともに支援する。 | ・感染症対策を取りながら実施した事業内容を広報紙、ＳＮＳで発信し、地活協の存在をＰＲすることに努めた。 | － | ・多世代の方が地域の情報を得ることができるよう、引き続き広報紙等で発信する。（通年）・地活協発信で地域住民に対して広報活動を行えるよう、「地活協広報紙」の作成支援をまちづくりセンターを活用して行う。（通年） |
| 西成区 | ・地活協の意義や求められる機能の理解促進に向けて、地活協の役員や運営委員を対象とした勉強会を定期的に実施する。 | ・地活協の役員等の体制が新しくなった地域については、改めて地活協の意義等を説明するため、月１回行われている運営委員会に区職員が出席し、勉強会や質疑応答等を通じて地活協の理解促進を図る支援を実施した。 | ・役員や運営委員の理解度は高まりつつあり、また、地活協の自律的な組織運営に向けた意識も高まりつつある。今後は地域課題の解決に向けた取組を実施する必要がある。 | ・引き続き地活協の理解促進を図る支援を継続する。その際に地域資源や現状の問題点等を洗い出し、地域課題の解決に向けた取組が実現できるよう、会議を活性化させるためのファシリテーションを実施していく。（通年）・地域住民に対する地活協の理解度促進に向けた取組として、地活協に関する情報発信を積極的に進めるため、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の強化に向け支援を実施していく。（通年） |

取組③「区の状況に応じた支援の実施」

| 区名 | ２年度の取組内容 | ２年度の主な取組実績 | 課題 | ３年度の取組内容（課題に対する対応） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 北区 | ・区で地活協への支援の効果検証を実施し、地域の実情に即して支援を行いながら、より多くの住民参加を促す。 | ・コロナ禍の状況に応じて地域活動のガイドラインを作成し（18回更新）、各地域で安心して地域活動が実施できる判断材料を提供した。・緊急事態宣言下における地域活動の一環として、家でも百歳体操が実施できるように、各地活協と連携し、百歳体操のＤＶＤの配布事業を実施した。（670枚配布）・行政との連絡会議である地域活動連絡会議をコロナ禍の状況に応じてビデオ会議でも実施できるように接続支援を行った。（25名）・コロナ禍における地域活動の新たな提案（①室内で実施の脳活性化教室を地域の掲示板を使って外で行う脳活性化教室を提案、②室内で百歳体操が行えない場合の代替案として、百歳体操の時間を利用して公園でラジオ体操を提案、③室内で食事サービスを実施できない場合の代替案として配食サービスに変更し、スタッフのお便りと返信用の便箋をセットして、手紙を通して、つながりづくりを支援）をビデオ会議にて提案し、地域の実情に合わせ行える地域活動の提案を行った。 | ・コロナ禍で、マンション住民を含め、より多くの住民参加を促す地域活動は難しい状況であるが、地活協への支援の効果検証に基づき、支援内容を見直しながら、地域の状況に応じた最適な支援を実施する必要がある。 | ・地活協への支援の効果を検証し、その結果を地活協と共有しながら、２年度取組実績と同様にコロナ禍であっても地域活動が継続できるように地域活動のガイドラインを更新し、また、各地域の活用事例共有や新たな地域活動の提案を積極的に行いながら、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を実施する。（通年） |
| 都島区 | ・企業やＮＰＯ等と各地域団体の連携を促進する。 | ・企業等にアンケートを送付し、地活協の意義や趣旨に対する理解、　地域貢献などの　取組に理解を示した企業と地域とのマッチング等に取り組んだ。 | ・アンケート結果を見ると、「地活協の意義や趣旨、活動内容を知らない」、「地域貢献の意識があっても参画方法がわからない」などの　意見があった。 | ・地活協の意義や趣旨に理解を示す企業やＮＰＯに対して積極的に働きかけを行うことで具体的な連携につながるよう取組を進める。（通年）・地活協を知らない層への理解の浸透については、情報発信やアプローチ方法を含め検討を進める。（通年） |
| 福島区 | 【再掲】・地活協に対し、地域ごとの特性や地域課題を把握した上で、地域実情に応じ、活動の活性化に向けて支援を実施する。・まちづくりセンターなどによる地活協への支援の効果検証に基づき、地域の実情に即した最適な支援を行う。・地活協の認知度向上を図るため、ホームページや広報紙で年２回以上ＰＲを行う。 | 【再掲】・まちづくりセンターの支援に対するアンケートを行い、その評価とこれまでの支援効果検証に基づき、支援内容の改善につなげた。・地域実情に応じ、コロナ禍での総会の書面決議支援や会計・広報など、分野ごとに強弱をつけた支援を行った。・マンション住民を対象とした講習会において、地活協の活動を紹介し、つながりづくりを行った。・ホームページや広報紙を通じて、年２回以上、地活協のＰＲを行った。 | 【再掲】・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや地域活動そのものが停止せざるを得ない状況となるため、地域住民の交流や参加参画を促すことが困難となっている。・事業のみではなく、事前の打ち合わせなどの機会も減り、地活協の継続的な活動が進めづらい状況にある。 | 【再掲】・コロナ禍の状況を見極めつつ、地域と新型コロナウイルス感染症対策などの情報提供・共有を図り、活動再開に向けての問題点や対応を検討する。（通年）・地域実情に合わせＳＮＳ等を活用した情報発信の効果的な支援を行う。（通年） |
| 此花区 | ・地域ニーズを把握し、地域実情に沿った支援を実施していく。 | ・各地活協運営委員会などに出席し、地域情報の把握に努めるとともに、個別の事業における運営方法の相談や、新しい担当者への会計支援などを実施した。 | ・地域活動について、感染症対策を充分に行って実施した事業がかなり少なく、他地域での取組情報を共有した上で、実施方法を検討する必要がある。 | ・地域担当職員が地域情報や課題を把握し、地活協の活動支援を継続し、課題解決に向けて地域と情報共有を行っていく。（通年）・感染症対策を充分に行いながら事業を実施し、オンラインを取り入れるなど、実施方法を工夫できるよう支援する。　　　　　　（通年） |
| 中央区 | ・地域カルテを更新し活用する・派遣型地域公共人材の利用促進制度と活用事例を紹介する。 | ・更新した地域カルテを各地域及びまちづくりセンターと共有し、地域実情に応じた支援を行った。（随時）・課題解決を望む団体と地域公共人材バンクをつなげた。（申請件数：２件（うち派遣実績：１件）） | ― | ・地域カルテを更新・活用する。（11月）・派遣型地域公共人材の利用促進制度と活用事例を紹介する。（11月） |
| 西区 | ○地域の実情に即した自律的な地域運営を積極的に推進するため、まちづくりセンターを活用し、次の取組を行う。・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進を支援する。・地域の資源が有効に活用され、各地域の特色や課題、ニーズに応じた支援を行う。・主体的に情報発信できるよう広報紙作成等の支援をする。・地域カルテを更新する。○区の広報媒体を活用し、地活協の活動等を周知する。 | ・地活協構成団体の活動等を周知した。・地活協構成団体に対する組織運営支援を行った。・企業連携支援を行った。・地域資源の有効活用や地域課題解決のための地域カルテの更新提供を行った。・各地活協に対して、具体実践的なまちづくりセンターによる広報支援を展開した。・広報紙等において地活協の活動等を周知した。 | ・地活協の認知度の向上や、更なる自律に向けた取組支援が必要である。 | ○地域の実情に即した自律的な地域運営を積極的に推進するため、まちづくりセンターを活用し、次の取組を行う。・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進を支援する。（通年）・地域の資源が有効に活用され、各地域の特色や課題、ニーズに応じた支援を行う。（通年）・主体的に情報発信できるよう広報紙作成等の支援をする。（通年）・地活協の認知度を測定し、各地域、まちづくりセンターと連携して課題を抽出して地域カルテを更新する。（通年）○区の広報媒体を活用し、地活協の活動等を周知する。（通年） |
| 港区 | ・持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。・地活協による地域課題への対応・解決に向けた取組を支援するため、地域実情に即して主体的かつ柔軟に活用できるよう財政的支援を行う。 | ・コミュニティ回収に関心がある地域に対して、導入に関するアドバイス等の支援に取り組んだ（３地域で起業）。・インセンティブ補助制度を創設し、新規事業に取り組む地活協へ財政的支援を実施した。 | ・地域実情に合わせたＣＢ/ＳＢの取組に対する支援が必要である。・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事業の中止や変更を余儀なくされる。 | ・まちづくりセンター等と連携して、地域実情を把握しながら地域が自律的に取り組めるよう持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。（通年）・コロナ渦でも工夫しながら事業が実施できるよう他地域の状況等を情報収集、共有しながら地域実情に即した支援を行う。（通年） |
| 大正区 | ・地活協補助金の活用に係る支援、適正で開かれた組織運営に向けた支援に加え、地域福祉･地域防災機能の強化に係る支援を行う。 | ・統括アドバイザーに加え、防災アドバイザーを配置し、コロナ禍でも実施が可能な｢新しい防災訓練｣の取組に係る支援を行った。 | ・コロナ禍によりニーズが高まっている｢ＳＮＳ等の活用による情報発信｣を支援する必要がある。 | ・各地域がＳＮＳ等を活用し情報発信力の向上を図ることができるよう、統括アドバイザー･防災アドバイザーに加え、広報アドバイザーを配置し、必要な支援を行う。（通年） |
| 天王寺区 | ・まちづくりセンターを活用して、地域の実情に即した支援を行う。 | ・まちづくりセンターを活用して各地活協の活動者へアンケートを配付し、意見集約を行った。 | ・コロナ禍において各種活動が行えなかったことにより、活動の手法や補助金活用についての支援を必要とする意見があり、各地活協の実情に応じた支援を引き続き行う必要がある。 | ・引き続き、まちづくりセンターを活用して、ＩＣＴを活用した活動手法の紹介や感染対策を講じてから事業を行う方法についての助言を行うなど、各地域のニーズ及び実情に即した支援を行う。（通年） |
| 浪速区 | ・地域カルテを活用した新たな社会資源の掘り起こしなど、地域活動の担い手の発掘・育成等を行う。（通年）・持続的な地域活動となるよう、誰もが気軽に参加（短時間や短期間だけ活動に参加）できるための仕組みや工夫に関する情報を提供する。（通年） | ・区内外の企業・ＮＰＯ法人等と地域とのマッチングを行い、地域活動を支援した。（11件）・コロナ禍での地域活動（ドライブスルー方式による食事サービス、オンライン会議の実施など）を支援した。・広報紙掲載（12回）、まちづくりセンターブログ投稿（167件、27,985アクセス）を行い、地域活動への参画を促した。（通年）・地域活動拠点の環境整備を実施した。（ＩＣＴ環境の整備、会計事務の電子フォーマット統一化・共有化、会計マニュアルの改訂など） | ・各地域に適した担い手確保や人材育成などの取組を支援する必要がある。・コロナ禍に即したより効果的な手法を検討する必要がある。 | ・各地域の取組を収集・発信し、ノウハウを共有する。（通年）・引き続き、地域カルテ等を活用し、各地域の資産（ヒト・モノ・カネ）を把握・分析し、担い手確保や人材育成などの取組を支援する。（通年） |
| 西淀川区 | ・多様な地域活動との連携・協働をするために各地域内の企業や活動団体等のニーズ把握に向けた支援。 | ・まちづくりセンターを活用し各地域内企業や活動団体に対しアンケート形式によるニーズ把握。 | ・アンケートにより把握した区内企業や活動団体等と地域の双方のニーズについて何が連携・協働できるかを検討する必要がある。 | ・まちづくりセンターと連携し、アンケートにより把握した企業や活動団体等が地域と連携・協働できる具体的な内容（防災訓練やイベントへの参加、講習会の開催など）を取りまとめ、地域へ情報共有することで、双方が連携・協働できるマッチング等の具体策を検討・実施する。（通年） |
| 淀川区 | ・各地域を個別に訪問し、地域の役員の方々から地域課題等を聞き、支援する。 | ・全地活協へ訪問し、課題等を把握し、支援を行った。 | ・役員の高齢化や担い手の不足から特定の人間に負担が集中している。 | ・全地活協へ訪問し、地域の役員の方々から地域課題等を聞き、支援を行う。（通年）・地域活動に参加しやすいように住んでいる地域情報がわかる小冊子の作成に向けて、中間支援組織と連携し、作成の支援を行う。（通年） |
| 東淀川区 | ・地域課題やニーズに対応した活動の実施に向けた支援を行う。 | ・地域の実情を把握し、地域の課題やニーズに沿った支援を行うことを目的として、コロナ禍による地域活動アンケートを実施した。・アンケート結果等を踏まえ、他課や区社協等の関係先とも連携し、コロナ禍により休止となった事業の再開に向けた助言等を適宜行った。 | － | ・引き続き、コロナ禍における地域の実情を把握するため、アンケートを実施し、関係先とも連携しながら、地域活動の継続・再開に向けた助言や、新たな取組に対する支援等、地域課題やニーズに対応した地域活動の実施に向けた支援を行う。（通年） |
| 東成区 | ・地活協の自律的な地域運営に向け、自主財源獲得や企業等との連携、継続的な広報活動、会計処理能力の強化などを支援する。 | ・コロナ禍で、各地活協の年間事業計画の見直しが必要となり、地域への聞き取りを行った。・コロナ禍における地域の事業活動を妨げない取組が求められたことから、ＳＮＳの活用やWeb会議システム導入など、非対面でのコミュニケーションツール活用を支援した。 | ・非対面でのコミュニケーションツール活用に向けた基本操作学習や通信環境設定など、地域実情に即して個別支援を行ったが、ＩＣＴ環境構築に向けて、引き続き支援する必要がある。 | ・地域のＩＣＴ環境整備支援及び、ＳＮＳ活用やWeb会議システム導入等のＩＣＴツール活用を支援する。（通年） |
| 生野区 | ・まちづくりセンターと協力し、地域実情に応じた支援を行うため、まち協のあり方や、地域内での課題などについて話し合いを進める会議を開催する。・まち協の理事会や会計説明会を通じて、より民主的に開かれた組織運営と会計の透明性の確保の重要性を浸透させる。・幅広い世代の住民が地域活動について興味を持ち、地域活動の新たな担い手へとつながるよう、ＳＮＳ等を通じて、各まち協の特色ある活動を発信する。さらに、誰もが気軽に参加ができ、交流できる場を提供し、多様な人を巻き込み、新たな地域活動の担い手を発掘する。 | ・まち協と企業等の連携を行った。・ブロック担当者会議を開催した。・連合振興町会長会議において行政情報の提供を行った。・町会加入促進の案内チラシの配布やホームページでの広報を行った。 | ・まちづくりセンターと協力し、地域実情に応じた支援を受けた団体が、支援に満足している割合（80.9％）と高い水準を維持できているが、より効果的な支援の実施に向けて必要な見直しを行い、全地域一律ではなく、地域の実情に即した最適な支援を行う必要がある。 | ・中間支援組織と連携して、ＮＰＯ、企業、大学生など地域のまちづくりに関する様々な活動主体と地域とのネットワークを築く支援を行う。（通年）・中間支援組織と連携して、各まち協が地域の現状を共有する事ができるように、ブロックの枠組みのみにこだわらずに、まち協間のあらゆる交流を実施していく。（通年） |
| 旭区 | ・コロナ禍において地域活動を継続していくための支援に取り組む。 | ・「コロナ禍における地域活動再開に向けた、地域活動ガイドライン（旭区Ver.）」を作成し、各地域に提供した。・他区の事例集を作成し、各地域に提供した。・コロナ禍における地域活動をテーマに、外部講師を招き、意見交換会を開催した。 | ・コロナ禍で現在休止している地域活動について、再開に向けた支援を継続する必要がある。 | ・「地域活動ガイドライン（旭区Ver.）」等を活用するとともに、他区の事例も参考にしながら、各地域の活動再開に向けた支援に取り組む。（通年） |
| 城東区 | ・まちづくりセンター等による地活協への支援の効果検証に基づき、全地域一律でなく、地域の実情に即した最適な支援を実施する。 | ・まちづくりセンターにより会計書類作成マニュアルを作成し、会計担当が交代となった５地域を対象とした説明会を行った。・自主財源確保に係る支援（ＣＢ・ＳＢ）について、未実施等の地域に積極的に働きかけを行い、新たに３地域でコミュニティ回収が開始され、９地域でペットボトル回収開始がかなった。 | ・自律度が向上してきた地域であっても、今般のコロナ禍の影響を受けて役員交代等においてのスキル伝承に苦慮している様子がうかがえた。全地域一律でない支援を意識しつつ、地域の状況変化を敏感に感じ取り、必要とされる最適な支援内容の選択が必要である。 | ・まちづくりセンターによる地域カルテ更新。なお、更新にあたっては、地域課題を確認しながら、地域ごとに、「事業計画支援」が必要なのか、「広報支援」や「会計支援」に支援ボリュームをあてるべきか、等精査しながら丁寧に取り組む。（通年） |
| 鶴見区 | ・まちづくりセンターと連携し、地域ごとの支援方策を定め、地活協の自律運営に向けた支援を行う。 | ・６月に各地域ごとの支援計画を作成し、また、 11月に上期の振り返りを行い、計画の進捗を確認することで、円滑な支援ができた。 | ・各地域、自律が進んでいるが、自律度にばらつきがあり、底上げ等が必要。 | ・２年度の取組について、一定効果があったため、引き続き各地域の支援計画を作成し、進捗管理を行い、円滑な支援を行う。（通年） |
| 阿倍野区 | ・各地域における課題を抽出し、その解決のための支援を行う。 | ・各地域の実情を把握し、オンライン会議の支援や動画配信などコロナ禍における事業の支援を行った。 | ・オンライン会議を活用し、コロナ禍においても事業の会議等を行うことができるよう支援の必要がある。 | ・まちづくりセンターと市民協働担当が連携しながら、オンラインについて各会館に出張講座などのサポートを行うなど地域の実情に即したきめ細かな支援を行う。（通年） |
| 住之江区 | ・まちづくりセンター等による地活協への支援の効果検証に基づき、地域の実情に即した企画立案や運営方法のノウハウ伝達等の支援を行う。 | ・地域実情に合わせ、まちづくりセンターの支援内容を、企画立案や運営方法のノウハウ伝達等へシフト。 | ・地域の状況を見極め、地域の自立を意識しながら円滑に支援内容を変えていく必要がある。 | ・まちづくりセンターの支援内容を、地域の実情に応じてWeb会議や動画配信などＩＣＴを活用することで、新しい生活様式を取り入れながらよりきめ細やかな支援を行っていく。　　　　　　（通年） |
| 住吉区 | ・地域の実情に応じて、地域課題を自律的に解消できるよう、まちづくりセンター等を活用しながら支援を実施する。・地活協構成団体と積極的なコミュニケーションを図り、全地域一律ではなく、地域の実情に応じた支援を実施する。 | ・まちづくりセンターによる、地活協と民間企業やＮＰＯ団体等とのまちづくり交流ライブを実施した。・各地活協の会計事務に係る指導や助言を行うとともに、広報機能の強化に向けて各地活協による広報紙発行等の支援を実施した。・ＣＢ（コミュニティビジネス）の促進に向けた支援を実施した。 | ・地域活動の担い手確保や人材育成が不十分である。・各地活協における自主財源の確保が必要である。・複雑化する会計事務処理に苦慮している地域が多い。・地活協による広報紙発行ができていない地域がある。・ＣＢ（コミュニティビジネス）についても、取り組めていない地域があり自主財源の確保に苦慮している。 | ・担い手の確保や人材育成に向け、民間企業やＮＰＯ団体等との連携・協働を目的としたまちづくり交流ライブを実施するとともに効果を分析し、地域課題解決につなげるよう支援する。（通年）・適正な組織運営に向け、会計事務に重点をおいた指導や助言による支援を行う。（通年）・地活協による広報紙発行ができていない地域へ実施地域の手法や情報を提供する等、広報紙発行に向けた支援を行う。（通年）・自主財源の確保のため、ＣＢ（コミュニティビジネス）の促進に向けた未実施地域への情報共有や働きかけによる支援を実施する。（通年） |
| 東住吉区 | ・地活協の準行政機能を発揮するため、行政との連絡調整や、他地域との情報交換の場を設定する。 | ・新規の活動や予算の配分に対する意思決定等について説明会を開催した。・他地域との情報交換の場として会議を開催し、各地域の課題等を共有した。 | ・地域によって状況が様々であることから、課題の多い地域に対して集中支援を行う必要がある。 | ・支援による改善事例等を、具体事例等を説明会等で取り上げ他地域へも波及するよう取り組む。（通年） |
| 平野区 | ・まちづくりセンターを活用した自律的な地域運営へ支援を行い、多世代が交流できる取組や住民間のつながりの促進を図る。 | ・地活協より、事業実施の是非と運営方法に関する相談が多く、まちづくりセンターとともに状況を把握し、必要に応じて情報提供を行った。 | ・コロナ禍における地域活動への考え方が地活協内でも異なるため、合意形成がスムーズにできないケースが見受けられた。 | ・各地活協で事業等を行うにあたり参考となるような感染症対策に関する情報提供を行いつつ、各地活協が自律的な地域運営を行えるようまちづくりセンターとともに支援する。（通年）・コロナ禍で運営会議の開催も困難な状況が想定されることから、各地活協が取り組みやすい手法等を地活協・まちづくりセンターとともに検討する。（通年） |
| 西成区 | ・２年度より会計年度任用職員を活用した区直営による支援に切り替え、地域の自律度の状況に応じた支援を実施する。 | ・広報活動に力を入れたい地域については、会計年度任用職員のスキルを基にホームページの立ち上げに関する支援を行った結果、地域内でホームページを運用することができた。 | ・他の地活協でもホームページの運用に興味を示していることから、支援の成果を水平展開する必要がある。 | ・２年度に実施したホームページの立ち上げに関する支援の効果検証を行い、その結果を基に支援の進め方を改善し、今後も他の地活協に対してホームページに関する支援を実施していく。（通年）・ホームページの活用方法については、会計情報の公開や地域活動の紹介以外にも、広告事業等のＣＢ／ＳＢや新たな担い手の確保につながるような取組が実現できるよう支援を進めていく。（通年） |

**用語索引**

**区ＣＭ**（P1.4.5.34）

地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。

**地域活動協議会（地活協）**（P5.30.31.39）

概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。

**ニア・イズ・ベター**（P1.3.4.5.30.34）

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

**標準化**（P5.35）

作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間ムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）リスクの低減を図ること。

**ＢＰＲ**（Business Process Re-engineering）（P3.7）

現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの。

**ＩＣＴ**（Information and Communication Technology）

（P1.3.7.46.48.52.53.58.59.61）

コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

**ＰＤＣＡ**（P1.2.4.5.15.24.34）

施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営

（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れの

ものとして捉え、それらを循環させることで、以降の

施策・事業の改善に結びつける手法。

**ＰＦＩ**（Private Finance Initiative）（P3.4.10.12.19）

行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。

**ＰＰＰ**（Public Private Partnership）(P14.19)

行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの。

|  |
| --- |
| 大阪市 市政改革室 改革プラン推進担当〒530-8201大阪市北区中之島１－３－２０TEL 06-6208-9885FAX 06-6205-2660Eﾒｰﾙ　　ac0015@city.osaka.lg.jp |